
平成24年第5回大和町議会定例会会議録

平成24年9月6日（木曜日）

応招議員（18名）

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

出席議員（18名）

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	産業振興課長	高 橋 久 君
副 町 長	千 坂 正 志 君	都市建設課長	千 葉 恵 右 君
教 育 長	堀 籠 美 子 君	上下水道課長	堀 籠 清 君
代表監査委員	渡 邊 仁 君	会計管理者兼 会計課長	八 島 時 彦 君
総 ま ち づ く 務 り 課 長	伊 藤 眞 也 君	教育総務課長	菅 原 敏 彦 君
財 政 課 長	八 島 勇 幸 君	生涯学習課長	森 茂 君
税 務 課 長	庄 司 正 巳 君	総 ま ち づ く 務 り 課 長 に 対 し た 策 を 考 へ た 官	石 垣 敏 行 君
町 民 課 長	高 橋 正 治 君	総 ま ち づ く 務 り 課 長 に 対 し た 機 関 的 策 を 考 へ た 官	瀬 戸 正 志 君
環境生活課長	高 橋 正 春 君	産 業 振 興 課 長 に 対 し た 業 務 誘 致 策 を 考 へ た 官	浅 井 茂 君
保健福祉課長	瀬 戸 啓 一 君		

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 喜 高	主 幹	曾 根 秀 子
議 事 班 長	千 坂 俊 範		

議事日程

- 日程第 1 「会議録署名議員の指名」
- 日程第 2 「議案第 56 号 大和町東日本大震災復興基金条例」
- 日程第 3 「議案第 57 号 大和町児童館設置条例の一部を改正する条例」
- 日程第 4 「議案第 58 号 大和町農業用施設等災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例」
- 日程第 5 「議案第 59 号 大和町水道事業給水条例の一部を改正する条例」
- 日程第 6 「議案第 60 号 平成 24 年度大和町一般会計補正予（第 3 号）」
- 日程第 7 「議案第 61 号 平成 24 年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）」
- 日程第 8 「議案第 62 号 平成 24 年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）」
- 日程第 9 「議案第 63 号 平成 24 年度大和町吉田財産区特別会計補正予算（第 1 号）」
- 日程第 10 「議案第 64 号 平成 24 年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」
- 日程第 11 「議案第 65 号 平成 24 年度大和町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」
- 日程第 12 「議案第 66 号 平成 24 年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）」
- 日程第 13 「議案第 67 号 平成 24 年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第 1 号）」
- 日程第 14 「議案第 68 号 平成 24 年度大和町水道事業会計補正予算（第 2 号）」
- 日程第 15 「議案第 69 号 平成 24 年度大和町立宮床中学校屋内運動場増築工事（建築本体）請負契約について」
- 日程第 16 「議案第 70 号 町道路線の廃止について」
- 日程第 17 「議案第 71 号 町道路線の認定について」
- 日程第 18 「認定第 1 号 平成 23 年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定について）」

午前9時58分 開 議

議 長 (大須賀 啓君)

皆さん、おはようございます。

少し早いんですが、おそろいでありますので、ただいまから本会議を開催します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、15番中川久男君及び16番大崎勝治君を指名します。

日程第2「議案第56号 大和町東日本大震災復興基金条例」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第2、議案第56号 大和町東日本大震災復興基金条例を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。14番馬場久雄君

14番 (馬場久雄君)

説明の中で、今回2,500万というふうなご説明をちょうだいしたんですが、この基金、期限が33年までということで比較的長いというふうな感じも受けるんですけども、こういった中で今後どのぐらい積み立て予測といたしますか、そういったものが、入ってくるのであればどの程度なのか、これで基金が終わりということなのか。また、必要な事業としてこういったものを想定なさるといふか、それを若干説明していただければというふ

うにお願いします。

議 長 （大須賀 啓君）

財政課長八島勇幸君。

財政課長 （八島勇幸君）

東日本大震災復興基金の交付金につきましてお話をさせていただきたいと思えます。この基金につきましては、宮城県で330億円の国から来る特別交付税を積み立てまして対応いたしましたものでございます。それで、大和町の配分につきましては平成23年度と24年度分で基本的に8,332万9,000円となったものでございます。このうち平成23年度に5,424万円を充当いたしまして、残り2,908万9,000円あるところでございますけれども、このうち25年度以降につきましては本来県に返すべきでございますけれども、こういったものを基金事業でもって平成25年度以降も対応できるというような形のもので積み立てたものでありまして、今後新たにというふうなものについてはないところでございます。今後の対象事業につきましては被災者生活支援、それから地域コミュニティ、それから被災地の商品券とかそういったものの対応を考えているところでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

馬場久雄君

14番 （馬場久雄君）

今後そういった基金積立できるぐらいのは入ってこないということではありますが、事業としても今ご説明いただきました。この期限が、これ県からの要請なんでしょうけれども、33年といいますと結構長いスパンのように感じるんですが。こういった設定、復興ですから早く役立てて消化するというのが普通だと思うんですけれども、こういった考えでこういう33年となったのか。

議 長 （大須賀 啓君）
財政課長八島勇幸君。

財政課長 （八島勇幸君）

県の規定におきまして平成33年3月31日まで使い切るというふうな内容
でございまして、この趣旨につきましては復興が長くかかるというのが1
つの理由、それからいろいろな住宅関係の利子補給があるんですけれども、
こういったものにつきましては数年で終わらないというような形で、そう
いった想定のもとでの期限であろうかと思えます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は可決されました。

日程第3 「議案第57号 大和町児童館設置条例の一部を改正する条例」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第3、議案第57号 大和町児童館設置条例の一部を改正する条例を
議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入
ります。質疑ありませんか。13番高平聡雄君。

13番 （高平聡雄君）

それでは伺います。この児童館の設置条例の改正については、今度の庁舎内の業務分担の変更に伴って教育委員会部局から町長部局に変わるということが説明の中であつたわけでありますが、これは前のときにも私議論させていただいたんだけど、各地区の児童館が廃止になって、学校の再編に伴って中学校の施設をこの児童館にするということに相まって、それまで厚生労働省イコール保健福祉課等が担当していたものを文科省管轄の教育委員会に移したということで、それがはたしてその上位団体との整合性の中でよろしいのかということでお伺いをしたわけでありまして。今回そういう意味ではもとに戻したというようなことにもなろうかと思うんですが、逆に当時学校施設を児童館として供用するというようなこともあつて、言ってみれば児童館を再編して空いた施設を使うために利用したということだったんだろうというふうに思うんです。そのことについて、今度はそこから離すということは問題にならないのかということをお伺いしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長伊藤眞也君。

総務まちづくり課長 （伊藤眞也君）

ご質問のとおり、今回の10月1日からの見直しにより所管担当課が現在の教育委員会の教育総務課から今度新しく出ます子育て支援課のほうに移るとのことでの今回の改正でございます。所管といいますか、国のほうの所管のほうに戻したような形になります。その施設の関係につきましては、そこまでのこちらでの議論というのは至っていないところがあつたかもしれませんが、ただ、同じ内部組織でございますので、その辺の問題はないのかなというふうには考えております。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君

1 3 番 （高平聡雄君）

要はその文科省の補助金を活用しての学校建築から始まって云々ということで、それを利用するがために大和町としては児童館を教育委員会部局に移したというふうに私は認識しておったわけでありますので、仮に今回それを町長部局のほうに戻すということになると、そういう指摘を、要するに補助金云々ということに対するご指摘を、いただかないのであればそれはそれで結構でございますので、そういう備えがあるということなのか、あるいはそういうことを万全に今後していただくということであれば結構だと思いますので、その点を指摘しておきます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。11番平渡高志君。

1 1 番 （平渡高志君）

今の児童館、今度町長部局に。これは一般質問等々にもありましたけれども、将来この児童館、保育所は民間に2つ移管しておりますが、だんだん今の保育士さんがもう定年を迎える年齢かなと。あの一番最後に採った人が今、十二、三年ですか、保育士さんを町では募集はしていないんですよ。今一番若い職員で三十二、三ぐらいになると思うんですが。将来この児童館を存続するのであれば、私はそろそろ職員を採らなければ、どうするつもりなのかなと、ちょっと若い方々が入っていないで臨時の方々が多いんですよ。もう二、三年するとどっと前の保育士さんが退職する年齢になってくるんです。余りにも差が、今度採るとき開くんじゃないかなと思うんですが、町長、今後この保育士、正職員を採る考えというか、計画はどのようになっているかお伺いをいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

お答えします。保育士さんということでございますけれども、ご案内のとおりここ数年、10年近く採っておりません。これまで職員につきまして、

保育士さんに限らず全体の中で、いろいろ行政改革等があった中で、見直しをするという中の一環の1つとして計画をしてみたいところがございます。そういった中で職員も減らしてみたい。また、保育所等につきましては、今やっておりますけれども民間への移行ということもあるということで、その辺の兼ね合いも考えながら計画をしてきたところがございます。そして今、1つ民間に新しくなしまして、来春からもう1つ新しくなるということで、国の補助制度等も民間にという形の補助に移行しつつあります。町でといいますか、公共でやる場合と民間でやる場合につきましては補助の仕方が大分違ってまいりまして、民間に厚くといいますか、そういった国のほうの制度の流れもございました。そういうこともありまして、今、民間にという保育所についてはそういう考えを持っておりました。児童館についてでございますけれども、ご案内のとおり先ほど、きのう、おとといからの一般質問にもあったとおり、児童館の民間の委託とかそういったこともまだまだ勉強が十分ではございませんが、そういったことも今、視野に入れる時代に入ってきているということでございます。今後の児童館のあり方ということにつきましては、そういったことも含めまして、少し長期的な展望を見ながら進めていく必要があるというふうに思っております。今現在のところはそういった意味も含めまして新しい方は募集をしておらないで、臨時の方で対応しておったという経緯がございますが、保育所についてはまずそういう方向性が出ましたので、児童館につきましても今後そういった民間も含めた経営のあり方、運営のあり方、あとはその設置のあり方も含めて考えていかなければいけないということでございまして。現在のところそういう段階でございますので、今は保育士さんについて新たな補充というのがここ何年間、ことしにつきましても予定はしておらないところがございます。今後そのあり方について、運営についての方向性をいろいろやりながら対策を考えてまいりたいと思いません。以上です。

議長 （大須賀 啓君）
平渡高志君。

1 1 番 (平渡高志君)

保育所なんかは、それは民間でできることは民間でということですが、児童館というのは小さい子から18歳までが児童館でありますので、全部臨時とか民間だけでなく、やはりいろいろな行事、地域との兼ね合いもあるでしょうが、小学校・中学校の子供たちが帰ってきて、高校生もですね、そこでいろいろな話をしている。何でも民間であればいいというものでもないし、やはりちゃんとしたそういう資格のある方が職員としていてもらわなければだめだと思うんです。それで、この大体年次から見ると一番若い方で33歳、もう十数年採っていないと。やはりある程度段階的に採っていかなければ、やめるときは今の五十五、六、七、八ぐらいの人たちが大量に今からやめるような年齢になってきております。ですから、児童館の養成ということで保育士さんがある程度計画的に補充していかなければいけないんじゃないのかなと思います。町長、そこだけ。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

児童館の運営の仕方といいますか、活動の内容につきましてはいろいろなことがあるというふうに思っております。今、小学校から18歳までとのお話でございましたけれども、そういった中で町からも今も行って、県のいろいろな行事とタイアップして行って一緒にやったりというような、そういった形もっております。あと県から来てもらってやるとか、そういう形もあってやっております。したがってその民間にすべてを任せるといっても教育委員会なり町のほうでのかかわり、また行政としてのかかわりというのは当然出てくるというふうに思っております。それをどこまでかかわるか、どこまでのウエートでやるか、また民間ではどの程度やるのかということもあるというふうに思いますので、その辺については今、民間にやっている事例もあるという話も伺っておりますので、そういったものを勉強してまいりたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第4「議案第58号 大和町農業用施設等災害復旧事業分担金徴収条例の
一部を改正する条例」**

議 長 （大須賀 啓君）

日程第4、議案第58号 大和町農業用施設等災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第59号 大和町水道事業給水条例の一部を改正する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第5、議案第59号 大和町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第60号 平成24年度大和町一般会計補正予（第3号）」

議長（大須賀 啓君）

日程第6、議案第60号 平成24年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。17番堀籠日出子さん。

17番（堀籠日出子君）

おはようございます。

それでは、4点お尋ねいたします。

まず初めに、事項別明細書の7ページの10目の無線放送施設の管理費についてお尋ねいたします。この無線放送につきましては集団移転しました三畑、升沢地区から防災無線の電柱を移転して、3カ所移動して設置するという説明は前にもいただいていたんですけれども。今現在集団移転が終

了しました三畑、三峰には何本電柱が残っているのでしょうか。そしてまたこの移設工事はどの程度の時間がかかるのかお尋ねいたします。

それから13ページ、嘉太神のため池の劣化調査なんですけれども、これについても調査はどの程度の時間、日数を要するのか、そして調査の結果が出た場合のそれらの対策をどのように進められるのか、それについてまたお尋ねいたします。

それから15ページの除雪等の業務委託。この除雪につきましては毎年、除雪の業者の除雪の仕方が悪いとか何かいろいろ苦情が来ております。ほとんど苦情の来る業者は決まっているようではありますけれども、この業者に対してはどのような指導をなさっているのかお尋ねいたします。

それから17ページの住宅管理費の修繕料なんです、これは説明では下町の町営住宅の修繕費というご説明でしたけれども、西原住宅、あれは県道から見ても大分ブルーシートがまだ屋根にたくさんかかっています。あの西原住宅のあれは被災による屋根の修繕にかかるわけですけれども、西原住宅の修繕はどの程度進んでいるのでしょうか。

その4点、お尋ねいたします。

議長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長伊藤眞也君。

総務まちづくり課長 （伊藤眞也君）

最初のご質問の防災行政無線の関係でございますが、集団移転しました升沢、三畑地区につきましては10本残っております。ただ、升沢地区の、登山する方等もおりますので、あそこの県道沿いのものは1本は残したいなというふうに思っておりますので、それ以外の9本のうち今回4カ所移設します。それで、4本を升沢、三畑のほうから今回移設すると。そして、それを吉岡南第2地区と杜の丘地区、三峰地区、あと松坂平地区にそれぞれ1本ずつ移設するというふうに考えております。それで工事期間でございますが、大変申しわけございません、ちょっと工事期間についてはそこまで具体的に進んでおりませんでしたので、期間についてはちょっとはつきりお答えすることができません。ただ、あちらから移設して、あと今度

移設先のほうでの基礎といいますか、それをやって移設するということがございますので、そんなに長い期間ではないかと思いますが、ただちょっとここではっきりした期間というのは申しわけございませんが答えできません。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

産業振興課長高橋 久君。

産業振興課長 （高橋 久君）

嘉太神ため池の調査に関するご質問でございます。この本年度予定しております調査につきましては、施設機能診断調査といたしまして、洪水吐け等のコンクリートの構造物の状況、それから取水口とか堤体の漏水の状況とか、いわゆる概略調査が主でございます。本年中には終了する予定でございますが、その概略調査が終わりましたら、概算的にどういった工事が必要かというのはこれからになるわけでございますが、来年、再来年にはその状況を踏まえてボーリング調査に入るのかなというふうに思っております。具体的にその2カ年でボーリング調査、それから洪水吐けの詳細調査等が入ってくると。そこで事業費等が明らかに、あるいは工法等が明らかになってくるんだらうと。その後改築工事が進む予定ではおりますが、本年の概略調査の結果を待って、どういった対応をしないといけないかということはこれから検討していくというふうになっております。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

都市建設課長千葉恵右君。

都市建設課長 （千葉恵右君）

除雪の業者の指導についてでございますが、これは今回も除雪シーズンになりますと、委託に先立ってその業務内容について説明をする予定にしております。毎年いろいろな苦情とか問い合わせが来ておりますので、その内容をその説明会の折に申し伝えておりますが、ただやはりお話があ

ったように特定の業者の除雪に対するクレームも結構ありますので、そういった内容をきちんと踏まえて、今回からは個別の指導を含めて行っていきたいというふうに考えております。

それから2点目でございますが、町営住宅の管理関係でございますが、今回下町住宅の雨漏り修繕についてお願いをしております。お尋ねの西原の木造の住宅でございますが、町内には木造住宅が全部で70戸ほどございます。西原住宅につきましては政策的な意図がございまして、極力解体の方向ということで臨んでございます。そのためにお住まいの方になるべく移っていただくようにも交渉しております。震災で大分被害を受けておりますが、応急処置としてブルーシートをかけておりますが、昨年からことしにかけてたびたび大雨等に見舞われまして、雨の降るたびに町営住宅のほうを見回りをするというふうにしておりますが、できる限り居住者にご迷惑をかけない程度に補修をしていきたいということで、応急処置の分についてはそれぞれ対応していくというふうな考えを持っております。

以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)
堀籠日出子さん。

17番 (堀籠日出子君)

それでは、1点目の防災無線でありますけれども、今回は4カ所ということですが、工事が進んでおりまして設置箇所も決まりましたようなんですが、ぜひこの設置箇所につきましては地元の住民の皆さんと協議をさせていただいて、町民の皆さんが納得する箇所につけていただきまして、そしてこれから本当にさまざまな自然災害が発生するものですから、やはり町民への情報発信というのではこの防災無線はすごく大事なものですので、なるべく早めの設置を完了するようにお願いしたいと思います。

それから嘉太神ダムですけれども、これも25年、26年とボーリングして、その後の改築工事は検討ということであります。これにつきましてもやはり大分劣化が進んでいるのは当然地元の皆さん、本当に皆さんも存じていると思いますので、やはりこれも大きな災害にならないうちに早く改築工

事のほうまで進むような努力をなさっていただければと思っております。

それから除雪業務ですけれども、これは本当に業者の皆さんを集めてこういう苦情が来ていますとお話しされても、多分本当に苦情が来ている業者さんはほかの業者かなと思って余り気にしていないと思うんです。ですからやはり個別の指導というのはすごく大事だと思いますので、ぜひこれは今年度はしっかりやっていただきたいなと思っております。そしてなるべく通学・通勤の前に、大雪が降った場合なんかは除雪をいただくようお願いしたいと思っております。

それから町営住宅なんですけれども、これはじゃあ木造住宅については解体というのは私も存じています。いずれ空き家になった分は解体していくというのはわかっているんですけれども、今現在住んでいるわけですから。本当にあのブルーシートの上に石を置いていたり何かこう草の何かを置いて屋根から草が出ているように、そういうのをブルーシートの上に置いて生活しているわけなんです。幾らこれを解体する方向性はあるにしても、やはりあのブルーシートで何年もというわけにいかないと思っておりますので、本当に生活に支障がない程度の修繕はしていただきたいと思っております。その件についてお尋ねいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長伊藤眞也君。

総務まちづくり課長 （伊藤眞也君）

防災行政無線につきましては今回新たに4カ所移設する形になります。それで、設置先につきましては地元の区長さんなりと協議いたしまして、その場所に早めに設置するようにしたいと思います。よろしくお願ひします。

議 長 （大須賀 啓君）

産業振興課長高橋 久君。

産業振興課長 （高橋 久君）

嘉太神ため池の劣化については、議員ご指摘のとおり大分進んでいる状況でございます。これらの改修工事に向けての努力ということでございますが、そのようにしてまいりたいというふうに思っております。

議長 （大須賀 啓君）

都市建設課長千葉恵右君。

都市建設課長 （千葉恵右君）

除雪につきましてはおっしゃられるように個別指導を徹底して、苦情のないような除雪作業をさせていただきたいというふうに思っております。

それから町営住宅でございますが、いろいろお住まいの方と協議をさせていただいておりますけれども、なおまだお住まいになるという方については生活に支障の内容に、戸別に訪問しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

議長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。15番中川久男君。

15番 （中川久男君）

関連します。

17ページそのものと除雪関係、そして住宅。

私も西原そのものですけれども、今回の住宅管理費の中で、山ノ神住宅の4軒分の解体というふうな説明がございました。前者も申し上げたとおり、今、山ノ神にはたしか7軒のうち1軒焼けて6軒でなかったかなと思うんだけど、その辺の確認をさせていただきます。

あと除雪のほうですが、やはり除雪はことしは多いのか少ないのかは気候の動きですから、私もこれまで何度かお願いしてきた経緯がございます。この除雪に関連した住宅街であろうと、結局押しっぱなしの脇に盛ったまま、出入り口ですね。ああいうところの、もし空き地があるのであれば、やはりその季節の間だけでも、その地主さんからこういうわけで除雪しますので一時置き場にしてくださいというような、これまで何回も私お願いしてきたわけで、そういうお話は何件ぐらい了解なりをしていただいたの

かなと私のほうがちょっと考えております。ぜひそういった除雪に関して、結局積雪が多いときに、やはりその雪をどこに収めるか。本当なら除雪して行って後ろから車が追いかけて行って積んでくれば一番早いんでしょうけれども、消火栓がある、そういうものがあるんですから、田舎のほうですとやはりそういう空地の持ち主がいるわけですから、カーブとかそういうところ。見通しのいいような、都市建設課のほうでも本年度は頑張っただけの対応をしていただけるのかなと思いますから、今お聞きします。

あと住宅問題、前者が申し上げたとおりのブルーシートも1年半。これからこの3日、4日後には、きょうも午後から雷が鳴るそうですので、どのくらいの雨量になるのかなというのと、結局西原第3団地、そういうものの生活雑排水も住宅近辺の方々が、除草、非常に困っております。ということは今までの自衛隊官舎、解体しました。あの八志田堰、西原の町内会長大和さんのところの恐らく八志田堰そのものは住宅の生活雑排水も若干流れているのではないのかなと。そういった関連で虫の発生ですね。そして自衛隊のフェンスがあるために、その水路が非常に深い。だから年寄りの人たちでは除草作業が大変だということですから、ぜひその辺も住宅管理のほうで見られるのか、産業振興課で見るとのかわかりませんが、その辺の現場を確認しているかどうか。そして現在はもうブルーシートに石、そして軽自動車のタイヤを上げてひもでゆわえて、そこに前者申し上げたとおりの雑草が生えてきていると。これは逆に言えば弱った建物を重くしているんですね。ぜひそういう2次災害のないような早急な対応はいかがなものなのかお聞きします。

議長 （大須賀 啓君）

都市建設課長千葉恵右君。

都市建設課長 （千葉恵右君）

まず町営住宅関係でございますが、山ノ神住宅の4軒を解体するというお話を申し上げましたけれども、現在議員おっしゃるとおり7戸ほどございます。4棟解体をいたしますので、残りは3棟になるという予定でございます。

それから2点目の除雪関係でございますが、住宅地内の特に土地区画整理等で整備した細い道路がたくさんあるところはなかなか、除雪をするんですが、雪を置く場所がないというのが現状でございます。どうしても玄関先に雪の固まりを置いていったというような苦情がたくさん来ておまして、なかなか解決策がない状態になってございます。今お話しされたように、空き地があればその地主の方にご協力をお願いしてそこに置かせてもらうという方法も1つだというふうに思っておりますので、今冬については少しそういったものも含めて除雪計画を策定していきたいというふうに考えております。

それから西原第3住宅でございますが、ここは現在26戸ほどございます。今回の震災関係等でお移りをいただいているということで政策的に空き家をつくっている状況でございます。現在入居者は22戸の方がお住まいになっている状況でございます。いろいろ雑排水の問題、除草の作業の問題、こういったものがございまして周辺の住宅にお住まいの方に非常にご迷惑をかけている状況でございます。除草作業については年2回ほど住宅地の周りを作業しておりますけれども、なお夏場でございますのでなかなか除草作業が追いつかない状況になっておりますが。なお細かくそういった作業をして周辺の方にご迷惑をかけないようにしたいというふうに思っております。また、生活雑排水が下の田んぼのほうに流れているというようなお話もお聞きしております。そういった意味でも用排水路等に流しているというようなところもありますので、そういったものを細かく点検をして清掃させていただきたいというふうに思っております。あとブルーシート関係でございますが、お話があったとおり石とかタイヤを乗せて風で飛ばないようにしているお宅も何軒か見受けられますけれども、ここにつきましてはなお町のほうで点検をいたしまして補修なりそういった方法を講じて対応してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

中川久男君。

1 5 番 (中川久男君)

ぜひとも住宅管理ですから、先ほど第3と言いましたけれども第2のほうも、空き家になっているのかそのものこの雑草、そして恐らくブルーシートを張ろうと持ってきたのが年寄りの方でもしかしたら病院にでも入っているのかなと思って、その庭先にその古タイヤを10本も20本も積み重ねて雑草がぼうぼうとなっている空き家もありますから、ぜひその辺の管理を。もし何かあって、そういう草ぼうぼうのところにもし何か子供たちがたばこの火でもいたずらなんかされたら本当に大変なことになりますから、ぜひこの住宅のほうの見回りを早急にやっていただいて。そして話が戻りますけれども、もとの警察官舎からの大和町内会長のあの八志田堰の自衛隊側の方の雑草、早急に見て検査をして、そのものも年寄りの方が非常に困っているようですから。上の分は何とか刈って頑張っているけれども、のり面の側溝の分ですから、ぜひ早急に見ていただいて対応していただきたいと思います。答えはいりません。終わります。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかに質疑ありませんか。11番平渡高志君。

1 1 番 (平渡高志君)

事項別明細書の4ページの17款財産収入の2項の財産売払収入2,827万8,000円、これの地区名と面積等内訳をちょっと教えていただければと思います。

あと、17ページの消防費の消防施設費の916万2,000円が多分中町、上町の車庫だと思うんですけれども、これはいつごろ完成する予定なのかを教えてください。

以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

財政課長八島勇幸君。

財政課長 (八島勇幸君)

17款の不動産売払収入の中身でございますけれども、地番につきまして

は……（「地区名でいいです」の声あり）大和町小野字石倉でございます
て、面積につきましては9,985.4平方メートルでございます。以上ござ
います。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長伊藤眞也君。

総務まちづくり課長 （伊藤眞也君）

2番目のご質問の旧庁舎のところにある消防署、車庫の関係の質問でござ
います。これにつきましては現在、今回は当初予算で予定しておりました
が、今の資材の高騰、人件費の高騰ということで設計分で今回追加で補
正させていただいたものでございます。それで、これの完成予定というこ
とでございしますが、これから発注等で一応3月後半を予定ということでご
ざいます。

議 長 （大須賀 啓君）

平渡高志君。

1 1 番 （平渡高志君）

不動産、1ヘクタールを2,800万ということは1反歩当たり280万ですよ
ね。これは造成した価格、山林そのものの、代替のこの前の臨時議会で、
あれは造成してこれを売るんですか。

議 長 （大須賀 啓君）

財政課長八島勇幸君。

財政課長 （八島勇幸君）

今回の土地につきましては、6月でご可決賜りましたあの土地でござい
ます。それで、現況につきましては山林となつてございまして、そのまま
現況でお譲りするというような形でございます。この価格につきましては、
町が取得した価格に対しまして借入金の利子とかそれから測量費用、こう

いったものを合算いたしましてこの価格になったというふうなものでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。2番浅野俊彦君。

2 番 （浅野俊彦君）

おはようございます。

それでは、事項別明細書、歳入の部の20款1項1目繰越金のところでご説明をお願いしたいんですが、第4回の臨時会におきましても6,700万ほどの増額がありまして、このたびまた1億増額になっております。この辺の背景をまずお伺いしたいのと、2件目になりますが、歳出の9款5項7目給食センター費の13節の委託料、こちらが生徒の人数が別に変わったわけでもない中、どのようにされて結果250万ほど下がっているのか、そこのご説明をお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

財政課長八島勇幸君。

財政課長 （八島勇幸君）

それでは、最初に歳入の繰越金につきましてご説明をさせていただければと思います。繰越金につきましては、23年度の決算が終わりまして今議会でもって決算で認定して初めて確定するというような形でございますけれども、歳出見合で当初で3,000万、それから6月でもって若干の補正というふうな形で。それで今回確定いたしますけれども、その確定見込額につきましては2億5,208万3,187円になる見込みでございまして、今回いろいろな歳出が出てまいりまして、この歳入見合で1億300万ほど見込んだというような状況でございます。今後の補正財源として残り分につきましては対応というような今の状況であります。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長菅原敏彦君。

教育総務課長 （菅原敏彦君）

それでは議員お尋ねの件でございますが、学校給食等の調理業務委託でございますが、これにつきましては債務負担行為をとりまして3カ年の契約ということで、夏休み期間中での事務の執行を、交代がうまくスムーズにいくようにということで調理業務が休みのうちに新たな契約というふうな形になってございます。今回執行しまして3カ年契約が新たに決められて、その額が1億731万ほどの契約金額になりましたので、1カ月当たり100万近くの差が出ましたので、その分の今後8カ月分の今年中の差額分について不用というふうになりましたので、今回契約確定に伴います減額補正ということで行ってございます。よろしくお願いいたします。

議長 （大須賀 啓君）

浅野俊彦君。

2 番 （浅野俊彦君）

繰越金のところのご説明なんですけれども、24年度、本年度末を想定してぜひうまく運用いただきたいなというお願いと、あと給食費のほうに関しましても、今回執行部側のご努力もありだとは思いますが、減額いただいた中ではありますけれども、ぜひ質・量、もちろんのことですが低下のないよう引き続きよろしくお願い申し上げます。以上で終わります。

議長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。14番馬場久雄君。

1 4 番 （馬場久雄君）

2点だけ質問させていただきます。

説明書12ページの衛生費、清掃費の中で11節需用費、修繕料なんですけど、宮床山田の埋立場の維持管理。そのほかにクリーンステーションの改修というふうなお話があったんですが、これは多分新規にごみ箱といますか

ステーションをつくることなのかなとちょっと思ったんですが。そのほかに今、案内表示として、特に吉岡なんかそうなんですが、何曜日に燃えるごみ、燃えないごみとか、あのプラスチックのやつが大分ばらばらになって壊れているんですね。町のやつなので半分壊れてもごみに投げられないでそのままごみとして置いてあるわけです。だからああいった風で倒れたり、倒れていると車でひいたりということがあるので。あれがございませんとなかなか街場の場合は新しく入ってきた方も戸惑うといえますか、間違っただけで投げたりとかということも生じる恐れがありますので、一応再度、前にもそういったお話をしたことがあるんですが、ぜひ風で倒れたりして壊れないような方策をちょっと考えてもらえれば。ほとんど金物でできたそういうクリーンステーションに今なりつつあるんですけれども、あれの場合は直接何かで、針金か何かでとめられるということがあるんですが、街場の場合にある場所にここですよというふうなことで置いているものですから、その目印として置いているんでしょうけれども、非常に今回また傷んできているというふうな状況も見受けられますので、その辺の改善策をどういうふうにするかお伺いしたい。

それとさっきの除雪のやつで、今まで余りなかったような気が私はするんですが、1日道路維持費7節賃金の除雪補助員というのがあるんですけれども、23万。これはどういった形の補助をするための人員なのか、その辺もちょっとご説明いただければと。

以上2点お伺いします。

議長 （大須賀 啓君）

環境生活課長高橋正春君。

環境生活課長 （高橋正春君）

ご質問の中のクリーンステーションの改修なんですが、これは前回の補正のときをお願いいたしました、まだ地区に移管されていないまほろばタウンのほうの関係のステーションの改修ということでございます。あと案内板につきましては、推進員さんのほうからご連絡をいただきましたら町の職員が行ってすぐに取りかえる作業はしているんですが、あと見回りを、ごみ収集の事業所のほうから板が壊れていますよということではすぐに取り

りかえてはいます。ただ、何せアクリル板なものですから風で倒れてちょっと壊れることがありますので、この辺の改修の仕方をちょっと今、職員の方と検討しているところでございます。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

都市建設課長千葉恵右君。

都市建設課長 （千葉恵右君）

除雪の賃金ということでございますが、内訳は20日分ということで見ておりますが、これは町内各地に融雪剤を補充したり、あるいは町道をいろいろ払っていただいたりなんかしているときに、その賃金という意味合いで支出をさせていただいております。いわゆる民間分でご協力をいただいている分についての賃金の支払いという考えでございます。

議長 （大須賀 啓君）

馬場久雄君。

14番 （馬場久雄君）

クリーンステーションに関しましてはやはりおっしゃるとおりアクリル板だということで、非常に壊れやすいということもあります。ただ、どうしても重しが小さいといいますかそういうもので張りつける形でないものですから、風で倒れるということは往々にしてあるようなんです。ですからそういった表示だけでもきちんとするような対策をまずしていただければというふうに希望します。

それと今の除雪補助員なんですが、融雪剤をまいたりということでの補助員ということで、わかりました。ただ、さっきから除雪の関係でお話が出ておりますけれども、どうしても吉岡町内の場合は大雪が降りますと道路が半分になっちゃうんですね。一部皆さんの協力でやっておりましても、どうしても年寄りだけ住んでいる世帯のところは残っちゃったり、そうするとかえって歩くのに邪魔になったり、そういった形の今の状況なんです。何とかそういう老々で住まわれている世帯の前とか、年寄りでも除雪

できないというところの協力体制というか、そういったものがとれないものかなと常々思っております。それこそ隣近所の皆さんでのご協力をいただくとか、そういうことは大事なんでしょうけれども。放置しておきますとどうも道路が狭くなっちゃう。それと、やはり日差しが差してくると路上に投げて解かすというふうな行為も見られるわけなので。特に夕方投げられると夜、凍っちゃうんですね。ですからせめてそういうことも慎むような形で徹底指導すべきかなと。そうは言いましても街場の場合捨てる場所がないものですからそういうふうになりつつあるんですが、できるだけそういうことはしないような指導も必要なのかなというふうに思います。その辺のお考えもひとつお願いします。

議長 （大須賀 啓君）

環境生活課長。

環境生活課長 （高橋正春君）

先ほどのアクリル板につきましても、今の樹脂製のやつちょっと変えるか、今検討しております。

議長 （大須賀 啓君）

都市建設課長千葉恵右君。

都市建設課長 （千葉恵右君）

除雪については町のほうでなるべく早く掃いて住民の方に迷惑をかけないようにというふうにしておりますけれども、なかなか、除雪が終わった後に庭から道路のほうに出すと。毎年町のほうで広報あるいはチラシを通じて雪は道路に出さないでくださいというお願いを申し上げているんですが、なかなか徹底されない状況でございます。お話があったように夜間になりますとまた凍結をしまして、それが転倒の原因になったり非常に危険な状態になっていますので、今後もなおそういった周知に努めてまいりたいというふうに思っております。また、お年寄りの世帯等こういったものの除雪の協力ができないかというお話なんですけど、基本的には町道の除雪

を基本としておりますので、そういった各個人宅のところまでは手が回らない状況になってございます。地域によってはそれぞれ除雪の協力部隊等がございまして、その地区で協力していただいているところも見受けられます。お互いにやはりそういったものをご協力の態勢でやっていただくのが基本ではないかなというふうに考えております。そういった意味でも除雪のご協力をこれからもお願いしていきたいなというふうに思っております。なお、非常に大きな雪が降った場合に通行に支障が出るというような状況になったときには、やはりこれは排雪作業をやる必要があるというふうに思っておりますので、その状況を見ながら判断をさせていただきたいというふうに思っております。

議長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。13番高平聡雄君。

13番 （高平聡雄君）

伺います。

7ページの2款1項5目財産管理費の13節業務委託費の中に新公会計制度に関する委託費が含まれているという説明でありましたけれども、その範囲と内容をお聞かせください。

続きまして、12ページ、4款2項1目廃棄物処理費9節旅費、先進地視察費として計上したということですが、この先進地視察の箇所数というんですか、何回というか何カ所を検討されているのか、あるいは具体的にどこに行くということが決まっているのであればそれもお聞かせをいただきたいと思います。

それと、13ページ、5款1項3目19節でしょうか。曲がりねぎの機械導入費用追加というご説明がありましたけれども、この曲がりねぎに特化した予算計上というのは背景としてどういうことなのかお聞かせをいただきたいと思います。

その下段で農地費、嘉太神ダムの劣化調査ということで先ほども説明があったわけですが、この範囲の中に、以前から土砂堆積による容積の減少が大きく問題になっているというお話が何度かございました。今回の調査範囲にそういったことの改善に向けた調査も含まれているのかお聞

かせをいただきたい。

以上です。

議長 （大須賀 啓君）
財政課長八島勇幸君。

財政課長 （八島勇幸君）

それでは、2款1項5目の普通財産管理費の委託料の内訳でございますけれども、合計で今回111万7,000円をお願いいたしているものでございまして、このうち67万2,000円につきまして新公会計制度に基づきます財務書類作成業務委託というような形をお願いをいたしたものでございます。内容につきましては会計事務所より作成支援をいただくものでございまして、内容につきましては、この標準方式というふうなものにつきましては全国で実施している団体がかなり少ないものですから、こういったことに関連する団体の連結作業で45万円、それからこれの検証業務というような形で19万円、合わせて64万円の消費税というような形になっているものでございます。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）
環境生活課長高橋正春君。

環境生活課長 （高橋正春君）

ご質問の先進地に関しましては、黒川行政事務組合のほうで九州方面ということでご案内をいただいております。中身はまだ詳細なやつは来ておりませんので、2カ所くらい回るという話になっております。以上です。

議長 （大須賀 啓君）
産業振興課長高橋 久君。

産業振興課長 （高橋 久君）

ご質問の曲がりねぎの関係でございます。この作物につきましては仙台野菜というか、宮城県の特産品というようなことで町、農協、県もそうですけれども、推薦して販路拡大を図ろうというようなことで力を入れてい

る野菜でございまして、そのための機械購入というようなこととござい
ます。

それから、今回の嘉太神ため池の調査でございますが、堆積土砂も大分
あることはご指摘のとおりでございますが、今回の調査につきましてはそ
こまでの調査は入ってはいません。いわゆる堤体、ダム本体のほうの
調査、どれぐらい老朽化しているかとかいうような、そういった調査が今
回の調査でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

新公会計制度についてはおおむねその会計事務所による作成支援という
ことに重点を置いているというお話でございますが、これまでの議論の中
でもどうもその新公会計制度の制度はできても、大和町だけに限らずなん
ですが、歳入歳出予算の枠内、現行でそれが基本ですからそれはやらなき
ゃならないということは当然であります。そこからなかなか遅々として
進まないという印象を私は持っております。こうやってやらなければなら
ないというふうにされてきているわけですし、今後のその展開を見た場合
には町の歳入歳出に対する公会計の位置づけを高めていただく資料として、
これまでは資料作成のための予算づけということで余り前向きではござい
ませんので、今後の町運営の指標として生かせるような資料としてこの予
算が生きるような扱いをしていただきたいというふうに思います。ご見解
をお願いします。

あと先進地視察についてであります。2カ所ということで安心しまし
ましたが。できれば最新型の焼却炉の設置に向けて、方式の違うというん
ですか、単一方式ではなくて比較検討のできるような研修になっていただ
けという期待を込めておりますので、ぜひ黒川行政との打ち合せもそうい
った観点で、同一形態だけでなくさまざまなものをごらんになっていただ
きたいというふうに思います。

あと曲がりねぎ、仙台曲りねぎということで。課長、仙台白菜というの
もあるんですね。ですからねぎだけじゃなくて、そういった振興野菜に

ついてもぜひ広く見ていただいて予算づけをお願いします。これについては回答要りません。

ただ、その嘉太神ダムの土砂堆積についてはこれまでも先ほど申しましたように何度も指摘をされておりますし、その老朽化の一部として排水吐けだとか水中に隠れている施設もあるわけです。そういったものが機能しているかしていないかというのも大きな調査の項目になろうと思います。今の段階での予算づけということで不可能なのであれば再度の予算づけでも構いませんので、そういった機能保持のための調査というのは今回ぜひやっていただきたいが、ご見解をお願いします。

議 長 （大須賀 啓君）

財政課長八島勇幸君。

財政課長 （八島勇幸君）

新公会計制度の今後の活用というふうなお尋ねでありますけれども、新公会計制度につきましては、今、実施しております会計制度につきましてこれに切りかえるというような形ではございませんで、普通会計で出ました決算状況をもとに新公会計で分析するというような形のものでございますけれども、これにつきましては県が音頭をとりまして本年の8月中に会計事務所主催での研究会もありまして、本町におきましても2名の職員を派遣いたしまして、今いろいろ勉強をさせていただいている状況がございます。過般の一般質問におきまして高平議員のほうからコスト計算あるいは固定資産の償却に対するこういったものをいろいろ利用しながら活用を図ってはどうかというようなご指摘がございました。これに向けまして今後いろいろ勉強を重ねながらこういったものへの対応を図ってまいりたいと思っておりますのでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

環境生活課長高橋正春君。

環境生活課長 （高橋正春君）

今の議員からご意見をいただいたような内容もあわせまして黒川行政事務組合と協議をしていきたいと思っております。

議 長 （大須賀 啓君）

産業振興課長高橋 久君。

産業振興課長 （高橋 久君）

嘉太神ため池の今回の調査で、いわゆる一番筒とか二番筒とか三番筒ということで、一番底にある一番筒が土砂でもう機能しない状況にございます。これの機能回復分についての調査も今回の調査には入ってございまして、これの本来の機能が果たせるような形のものの調査を今回しようということにしておりますので、そのようなことでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

12番堀籠英雄君。

1 2 番 （堀籠英雄君）

予防費の……（「ページ数を言ってください」の声あり）11ページです。11ページの予防費です。その中でこの特別健康診断があるんですが、380万の予算ですが、これはどういった人たちを対象としているのか、そして何人ぐらいいるのか、これをお聞かせ願いたいと思います。

それから、先ほども除雪のことが出たわけですが、除雪した後すぐに除雪トラックが来て路肩の側溝を上げた土あるいは路肩の刈った草などを側溝あるいは田んぼの中まで飛ばしているんですが、これ2回も走る必要があるのか、ちょっとその辺もお伺いしたいと思います。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長 （瀬戸啓一君）

それでは堀籠議員のご質問にお答えいたします。予防費でございますけ

れども、今回大きく委託料ということで宮城県成人病予防協会への委託で
ございます。このたびの補正につきましては、平年の健康診断であれば補
正は生じないわけでございますけれども、今年度、平成24年度1年に限り
まして宮城県から単独の補助が入りまして、基本的に健康診断は40歳以上
の方というのが1つの国の指導等の対象年齢ですけれども、平成24年度に
おきましては単年度、1年に限って震災のためということで19歳以上39歳
までの方、本町では7,250人、この方々を対象として健康診断してくださ
いということで県のほうから支援事業がございまして、このたびこれを補
助金としまして受け入れるものでございます。対象者は7,250人で現段階
では550人ほどという状況でございまして、この健診につきましては9月
いっぱいまででございますので、集団健診から漏れた方につきましては個
別にそれぞれお医者さんのほうに行って診断を受けるという状況になって
おります。よろしく申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長千葉恵右君。

都市建設課長 （千葉恵右君）

除雪のやり方についてのお尋ねでございますが、業者によっては路肩ま
でぎりぎり掃いて、路面を拡幅するということでやっている業者も見受け
られます。その結果、水路あるいは田んぼのほうに砂利等が入ってしまっ
ているという状況がありまして、地元の方からいろいろご指摘をいただい
て、その後、土砂上げ等に入っているわけでございます。今回もいろいろ
なお話をいただいておりますので、説明をする折にそういった内容も含め
て徹底させるようにしてまいりたいというふうに思っております。

議 長 （大須賀 啓君）

堀籠英雄君。

1 2 番 （堀籠英雄君）

初めの特別健康診断ですが、これはこういった検査内容ですか。これをお伺いしたいと思います。

それから、この土砂を飛ばすの、これうちのほうは土側溝なものですから、側溝の中に下ろされるとまた土上げが大変ですから、この辺も個別指導するというところでございますので、十分この辺を指導してほしいと思います。

議長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長 （瀬戸啓一君）

お答えいたします。この健診につきましては一般的な特定健診等の基本健診と同じでございます。詳しい項目になりますけれども、大変失礼でございますけれども、問診、血圧、身体測定、胸囲、血液、ヘモグロビン、肝機能、中性脂肪等という項目で、一般の基本的な健康診断の中身と同じでございます。このたび単年度に限って19歳から、要は社会人、学生さんも含みますけれども、39歳までの方を対象としたという内容でございます。現在皆さんとともにご案内させていただいております。健康診断の中で一緒に健診を受けている状況でございます。

議長 （大須賀 啓君）

都市建設課長千葉恵右君。

都市建設課長 （千葉恵右君）

なお十分な指導をするように徹底をしてまいりたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

議長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。8番藤巻博史君。

8番 （藤巻博史君）

1件だけですけれども、何遍も同じことを聞いて申しわけないですけれども、除雪で吉岡南、今回新しく町道になった部分も入っていますよねと
いうか、非常に冬あそこに行くともう、夜なんか行くとどこまでが道路だ
かわからなくて遭難しそうなところもあったもので、確認したいと思って
いました。

議 長 (大須賀 啓君)

都市建設課長千葉恵右君。

都市建設課長 (千葉恵右君)

今回道路認定をお願いいたします吉岡南第2地区でございますが、これ
は町道認定をしていないからといって除雪をしていないわけではございま
せん。これは同じように組合とお話をいたしまして、除雪の計画の中に含
めて除雪をしているところでございます。ただ、大分風が強い場所ござ
いまして、吹っかけがしょっちゅうありまして、一度除雪してもまたすぐ
吹きだまってしまう状況にあります。そういった状況も含めて業者のほう
に指導してまいりたいというふうに思っております。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。16番大崎勝治君。

16番 (大崎勝治君)

1点だけ。16ページの河川費、このことについてはもう課長が何人かか
わっているくらい私言っていたんですけれども、全然ちががあかないから
と思ってまたもう1回。樵橋の上の樋管の操作ということでございます。
ただ、それはわかるんですが、反対側の鳥屋側のほうの操作、毎回質問す
ると調べて進めていくという答えだけでその結果が全然出ていないんです
が、その内容。どこに当たってどういうことの問題があってやれないもの
か、その辺をお尋ねします。

議 長 (大須賀 啓君)

都市建設課長千葉恵右君。

都市建設課長 （千葉恵右君）

今回県管理の西川の樋管操作に係る委託料ということで、額の確定ということで補正をお願いしているわけですが、今お話があったように大崎側と、それから鳥屋側のほうにも同じように樋管がありますので、この操作をどうするんだというお話をお聞きしておりました。いろいろ電動で設置をしたらどうかというようなお話とか、そういった話を何か大分検討されたという経緯があるというふうにお聞きをしております。なかなかお話をされて進まないということでございますけれども、これは仙台土木事務所管轄になってございまして、その内容についてこちらからお話を申し上げて同じように地元はその点検委託をお願いできるように話を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

大崎勝治君。

16番 （大崎勝治君）

土木ということでございますけれども、いつでもそういう答えでございますから、今度は必ず新年度予算に計上されるように努力していただきたいと思っております。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。何人ぐらいおりますか、補正。渡辺さんだけですか。4番渡辺良雄君。

4 番 （渡辺良雄君）

16ページの公園費で、ご説明ではもみじ1号公園の遊具の修理と、チェーンが切れているところの修理をいただくということで大変ありがたいなと思うんですが。もみじ1号公園、2号公園、3号公園はちょっと掌握していないんですが、時計があさっての時間を指しているということで、なくてもいいんですけども、あさっての時間があるって非常に戸惑うという

意見もいただいております。撤去にもお金がかかる、修繕にもお金がかかるということで、見通しをちょっといただけたらなと思うんですが。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

都市建設課長千葉恵右君。

都市建設課長 （千葉恵右君）

もみじヶ丘1号公園から3号公園については、管理委託をそれぞれの地区にお願いをしておるところでございます。今回もみじヶ丘1号公園の遊具の修繕料ということで計上させていただいております。お尋ねの時計について以前にも時間が狂っているということで修理に行った経緯がございます。それはもともと施工した土地区画整理組合のほうから寄贈いただいてそこに設置をされているんですが、大部設置されてから経過がたっておりまして、議員おっしゃるようにはたして時計がそこに本当に必要なのかどうか、そういったものも含めてもう一度見直しをかけていきたいなというふうに思っております。時間のずれについては直ちに修理をさせていただきたいというふうに思っております。

議長 （大須賀 啓君）

渡辺良雄君。

4 番 （渡辺良雄君）

終わります。

議長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。休憩時間は10分間とします。

午前11時15分 休憩

午前11時25分 再開

議長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7「議案第61号 平成24年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計
補正予算(第2号)」

議長 (大須賀 啓君)

日程第7、議案第61号 平成24年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

ないですか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第62号 平成24年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算
(第1号)」

議長 (大須賀 啓君)

日程第8、議案第62号 平成24年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。16番大崎勝治君。

16番 (大崎勝治君)

40ページの一般管理費の工事請負費ですずらの火災報知機というようなお話でございましたが、今まで使って報知機を全然つけていなかったんですか。それともつけかえるんですか。その辺をお尋ねします。

議長 (大須賀 啓君)

保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長 (瀬戸啓一君)

それでは大崎議員のご質問にお答えします。このグループホームすずらの工事請負でございますけれども、大変説明不足で申しわけございませんでした。これにつきましてはことしの2月に黒川消防署の指導・指摘がございまして、火災感知器等、前からあったんですが、大分古くなって老朽化して切れているのもあったということで、入れかえということで、つけかえでございますので、大変説明不足で申しわけございませんでした。

議長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第63号 平成24年度大和町吉田財産区特別会計補正予算

(第1号)」

議長 (大須賀 啓君)

日程第9、議案第63号 平成24年度大和町吉田財産区特別会計補正予算を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10「議案第64号 平成24年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算

(第1号)」

議長 (大須賀 啓君)

日程第10、議案第64号 平成24年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第64号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第11「議案第65号 平成24年度大和町下水道事業特別会計補正予算
(第1号)」**

議長 (大須賀 啓君)

日程第11、議案第65号 平成24年度大和町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これから討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第65号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12「議案第66号 平成24年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算

議長 (大須賀 啓君)

日程第12、議案第66号 平成24年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第66号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 「議案第67号 平成24年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算(第1号)」

議長 (大須賀 啓君)

日程第13、議案第67号 平成24年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第67号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 「議案第68号 平成24年度大和町水道事業会計補正予算（第2号）」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第14、議案第68号 平成24年度大和町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。5番松浦隆夫君。

5 番 （松浦隆夫君）

今……、（「68」の声あり）失礼しました。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにないですか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第68号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第15 「議案第69号 平成24年度大和町立宮床中学校屋内運動場増築工事
（建築本体）請負契約について」**

議 長 （大須賀 啓君）

日程第15、議案第69号 平成24年度大和町立宮床中学校屋内運動場増築工事（建築本体）請負契約についてを議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。17番堀籠日出子さん。

17番 （堀籠日出子君）

それでは中学校体育館の増築工事についてお伺いいたします。この体育館につきましては2度追加補正しての今回の落札となったわけなんですけれども、まずもって当初予算が3億1,500万、6月の補正で約2,100万を追加して3億3,600万、また7月に補正をしまして6,615万の補正で4億215万という金額になりました。それで今回は本体価格として3億3,600万で落札したわけなんですけれども。この中で全体の金額として4億215万なんですけれども、これは本体の金額、そして今度はこの金額の差額というのは多分分離発注しての内容だと思うんですけれども、この分離発注の内容をお伺いいたします。

議長 （大須賀 啓君）

教育総務課長菅原敏彦君。

教育総務課長 （菅原敏彦君）

それでは、議員ご質問の分離発注の件についてのお尋ねでございます。こちらの議案につきましては本体工事の請負契約で3億3,600万円、丸か建設仙台ということになっておりますが、ほかに第1回目が一括発注でお願いしたわけですが不調だったというために、6月そして7月というふうな形での追加補正をお願いいたしまして、4億215万ほどに全体工事額が上がったわけでございます。分離発注のほかの2工事ですが、電気設備工事につきましては吉岡にある吉岡電工という株式会社で請け負いがなりました。機械につきましては本町内に支店がございますウォーターワークス仙台支店の大和営業所というふうな形でそれぞれ3本の契約が今回成立いたしましたして、全体の請負金額としましては本体、電気、機械含めまして3億6,900万ほどというふうな形で、今回7月の臨時でご可決賜りました4億以内でということで落札等が決まりましたので、これをもって工事を進

めてまいりたいという考えでございます。本日ご提案の本体工事が決まってからという形でのスタートというふうに予定してございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）
堀籠日出子さん。

17番 （堀籠日出子君）

今回は2度補正しての、そして今回落札したわけなんですけれども。そしてこの分離発注した場合、地元の業者が入っているわけなんですけれども、これは当初から分離発注というのはできなかつたんでしょうか。お願いします。

議 長 （大須賀 啓君）
教育総務課長菅原敏彦君。

教育総務課長 （菅原敏彦君）

この発注の仕方につきましては町のほうの工事指名のほうの委員会等で協議をいただいた形で、今回は世情といいますか、社会で契約本数に応じて不調というふうな波が県下でいろいろ自治体の中でもありましたので、原課としてのお願いを当然したわけでございます、その中で町のほうの指名委員会等で協議がなされ一括発注というふうな当初1回目の契約発注というふうな形でスタートしたというのが原因でございます。そしてあと2回目につきましては、不調というふうなことがございましたので、1回目とは違った形でこれもまた指名委員会のほうの指導といいますか、そちらのほうの決定によりまして3本の分離発注というふうな形式をとらせていただいたということになります。よろしくお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）
堀籠日出子さん。

17番 (堀籠日出子君)

入札方法については理解しました。それで、この当初の予算ですぐ6月補正で2,000万という補正、そしてまたすぐ1カ月後に6,600万という補正。これ資材高騰になっているのはわかるんですけども、こんなに補正しなきゃならないというのはちょっと問題があるんじゃないのかなと思う。公共事業だからいいというわけではないんですけども、一般家庭からした場合、やはり設計屋さんにもし2,000万なら2,000万で住宅をお願いしますよね。そして1カ月もしないうちにいや資材が上がりましたので300万追加してください、そしてじゃあ今の時代だからしょうがないかなと思って、そして2,300万。そうしたらあとまた1カ月もしないうちにいや高くなったので500万準備してくださいだったら、一般の家庭だったらこれ絶対納得しないと思うんです。これ公共事業だから何かこういう形で進むでしょうけれども、公共事業だから、結局皆さんの税金を使っての事業ですからね、やはりこれ自分のうちで2,000万のが2,800万になったら絶対うんとは言わないと思うんですけども。私は設計屋さんとのかけ引きも絶対これ必要だと思うんですけども、黙って資材高騰になったからははいはいというのではちょっと私はおかしいんじゃないかなと思うんです。ぜひ一般家庭だったらどうなのかなとかそういうことも考えながら入札を進めていただきたいと思います。

議長 (大須賀 啓君)

教育総務課長菅原敏彦君。

教育総務課長 (菅原敏彦君)

2回の補正ということで、議員のご意見承りました。1回目の6月につきましては当初予算の積算が前年の積算単価であったということで、補助事業というふうな執行に際しましてはもう一度単価を入れ直して工事発注をするというのが年度間で補助が確定した場合、そのようなことがございましたのでその単価入れかえを6月でさせていただきますが、7月、入札不調ということでいろいろな単価調査をしなくちゃいけないということ

で、大きな金額で大変ご迷惑をおかけいたしましたして、今回7月には6,000万ほどというふうな形で大変ご無理の中で議会の議決を賜りまして、その際にも議員皆様からご意見を賜った中で今回契約がなったという経緯がございます。なお今、議員おっしゃられたそういうふうな積算関係の設計業者といったものについては十二分にこれからも注意しながらまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

議長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。7番槻田雅之君。

7番 （槻田雅之君）

じゃあ私からは2点ほどの質問と1つ確認をお願いいたします。

8月22日に増築工事、建物本体、電気設備、あとは機械設備という入札がございまして、ホームページ上では機械設備に関しましては不調だというのを拝見したんですけれども、先ほどの話で機械設備に関しましてもウォーターワークスさんが落札したというふうに考えてよろしいのかどうか。その確認と、あと2つほどの質問のうち1点目なんですけれども、今回大和町宮床中学校の体育館を増築するに当たり、今、宮床地区の防災避難所と呼ばれる場所なんですけれども、集落センター、宮床小がありますが、今多分宮床小を起点としていると思うんですけれども、今回これが増築、ほとんど新築だと思うんですけれども、新築されることによりましてあそこが多分避難所になるといううわさも聞いております。それに当たりまして今回自家発電等の防災関連の設備分が含まれているかどうか。もし含まれていないければ、今後どのようにあの体育館に防災設備を整えていくかをお聞きしたいと思います。

2点目ですけれども、今全国的に推進されていますエコ、自然エネルギーを利用した特に太陽光発電の設備がいろいろ言われております。また国の補助制度もありまして、町が主体としまして各住宅のほうに住宅用太陽光発電施設をつくりなさいと推進されておりますが、今回の体育館に関しましてもそのような自然エネルギーを利用した太陽光発電を考えているのか。もし今回の入札金額に入っていないのであれば、今後そのようなこと

を考えているかどうか、考えをお聞かせください。

以上です。

議長 （大須賀 啓君）

教育総務課長菅原敏彦君。

教育総務課長 （菅原敏彦君）

1点目のほうのお尋ねでございますが、2回目の分離発注の際、機械が落ちなかったということがございまして、その後、随契というような形での競争というふうな形をしていただいて今回ウォーターワークスに決定いたしております。3本契約がなったということでご理解いただきたいと思います。

次に避難場所の件につきましては、宮床小学校云々がございましたが、これについては町のほうの防災関係のそういうふうな組織の中で、防災計画の中で指定を受けているという現況でございまして、各小中学校は一時避難所というふうなことを受けまして、それぞれの体育館等を開放するというふうな指示を受けまして教育委員会として管理運営を進めていくと。これはもちろん町の防災のほうの指示に従ってその部分をやっていくという形でございます。新たな施設の利用については町のほうで今後防災計画の中で定められるものはこちらでは承知してございます。なお、自家発電のほうは今回の備品の中には入ってございません。

さらにまたエコ発電ですが、こちらのほうで回答する原課ではないんですけれども、原課のほうの要求の形の積算の中では太陽光の自然発電といえますか、エネルギーの利用といったものについてはまだ考え方には入ってございません。

よろしく願いいたします。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

槻田雅之君。

7 番 （槻田雅之君）

今の回答なんですけれども、やはりあそこ、小学校・中学校なんですけれども、新しく建てる施設なので、やはり設計時点からそのような、あそ

こは防災計画及び太陽光発電を考えてつくってもらわないと、後でやるとまた経費がかさむと思うんです。やはり設計時や振興時、どこの住宅もそうなんですけれども、家を建てる場合には自分のうちでエコを引きましようとかオール電化にしましようという考えが普通だと思うんです。まずは建物、箱物を建てましよう。それからあと防災設備をどうしましようとかエコ、太陽光なりオール電化にしましようというのではないと思うんです、本来の家庭であれば。その辺もやはり少し考えていただきたいと思いますので、もう一度その辺の所見をお願いいたします。

議長 （大須賀 啓君）

教育総務課長菅原敏彦君。

教育総務課長 （菅原敏彦君）

再度のお尋ねでございますが、エコあるいは自家用の防災用の発電、これにつきましては町のほうの防災担当と十二分に協議をしながら、町の全体計画の中でどういう位置づけになるのか、その辺を確認してまいりたいというふうに思います。よろしくをお願いいたします。

議長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。4番渡辺良雄君。

4番 （渡辺良雄君）

体育館ができるということで非常に結構なことであると思うんですけれども、場所がこの位置に至った経緯と申しますか、あそこに立ってみて、先日運動会があつて現場、ここに立つんだなという思いで見たんですけれども、非常にグラウンドが狭くなるなという思いであります。今、宮床レクリエーション広場になっていますけれども、昔はあそこに中学校があつて、グラウンドが狭いからということであそこに移転したというふうにも聞いております。今度ここに建つと、非常にグラウンドが狭いなと。体育館ですので屋内競技はすごくよくなる。あるいはいろいろな学校の行事とかでも利便は拡大するんですけれども、子供たちの屋外の行事あるいは部活といったものが制限されないのかどうか、その辺の検討はどうなってい

るのかお聞かせをいただきたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長菅原敏彦君。

教育総務課長 （菅原敏彦君）

今、議員お尋ねの体育館につきましては、前年度の予算計上の折に、いろいろ町のほうで体育館建設の位置的なもの、あるいは全体のグラウンド使用の中で支障がないかどうか、十二分に検討された上での現位置に設定になったということでございます。なお当然空いている部分に体育館が建ちますので、その分狭くなった部分というふうなことがあります。野球場につきましてはそちらのほうに踏み入っていないというふうな考え方もございまして、また駐車場については旧テニスコートといますか屋外バスケットコート、そういったものも使用しながら駐車場を確保していくという考え方に立っております。なお、このことについてはまた学校、PTAといった意見も踏まえて今後整備に当たって注意してまいりたいというふうに考えてございます。よろしく願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

渡辺良雄君。

4 番 （渡辺良雄君）

十分であるというようなことだったんですが、グラウンドを全貌いたしますと前に小山があったりとかで、グラウンドをさらに押し広げる、拡張するといったような計画はないのでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長菅原敏彦君。

教育総務課長 （菅原敏彦君）

この件につきましては、私も4月にこの課に参りまして現地のほうを全

部、やぶのほうの崖下といいますか、北側の部分もすべて踏破しまして現地を確認してございますが、落差等といいますか高低差が非常に大きいわけでございますので、それを今度押し広げてというふうなお話もございませけれどもなかなか厳しい面もあるということで、技術的にも、あるいは経済的な効果といいますか、今後考える点はやはり地域の方あるいはPTAの方とよく相談しながら校庭の利活用の中でこういった支障が出るか、あるいは支障が出ないための移設の問題、いろいろありますので、その辺は地元と協議してまいりたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

議長 （大須賀 啓君）

平渡高志君。

11番 （平渡高志君）

今、課長、地元の方々またPTA関係者等々と十分にといったような話を再三しましたが、これ、綿密な話し合いをしないからいろいろな問題が出てきたんじゃないですか。この用地を決めるのも前に随分この議会で、前回、課長になる前、いろいろもめました。話を聞きますとPTAの方も余り知らなかった、地元の方が知らなかったということで宮床の方が憤慨したということがたくさんありました。ですから、今の答弁はすごく立派なんですよ。だけれども、それは私は詭弁だと思います。ただ皆さんと相談してやりますと。やっていないからこういういろいろな問題が出てきたんだよ、あの狭いところ、なんであそこに建ったという。私はただ本当に地元の方、PTAの方、いろいろな関係者と相談していきます、それは聞こえはいいですよ。本当にそれをやっていけばいろいろな問題は出てこないんですよ。今後それを使うならしっかりした裏づけの中でその言葉を使っていたきたい。いかがですか。

議長 （大須賀 啓君）

教育総務課長菅原敏彦君。

教育総務課長 （菅原敏彦君）

今、議員のご指摘がございましたので、その部分は十分踏まえて今後やっていきたいというふうに考えております。なお反省に立ってということでございますので、当然反省に立ってやっていきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）

平渡高志君。

1 1 番 （平渡高志君）

これは前からあの体育館が欲しいという方々がいろいろ、何回も一般質問等々でも出ました。それで、本当にちゃんとこういうふうにつくるようになった。本当は喜ぶべき、本当にありがとうと、やはり地元から言ってもらえるようなことなんですよ。しかし、不満が、私も聞いていますと何だ校庭が狭くなる、いろいろな不満があるんですね。だからせっかく町のほうでいいものを建ててやろうとしても、全然ありがたみがなくなっちゃうのでは意味がない、3億も4億も出して。これは宮床だけでなく、今後いろいろな工事をするにも、やはり課長さん方はこれをしっかり聞いてほしい。本当に地元と、ただ上辺の人たち、やはり今のPTAだけではだめなんです。これから、また今までやってきた方々全体から聞かなければ。在籍は3年しかしていないんだからね、PTAなんていうのは。ですから今後、この体育館だけでなくいろいろな施設をつくるにも、やはり地元の古い方、新しい方等々と話をして、納得いく方向で建ててもらいたいと思いますので、課長さん方、しっかりそこを頭に入れて協議をしてもらいたいと思います。以上であります。答弁はいいです。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。松浦隆夫君。

5 番 （松浦隆夫君）

計算上のことなんですが、屋内運動場の増設工事で総額が契約金額3億

3,600万となっているこの消費税の金額、私は1,680万となると思うんですが、これは80万はどうされましたか。

議長 （大須賀 啓君）

教育総務課長菅原敏彦君。

教育総務課長 （菅原敏彦君）

うち消費税が1,600万でございますので、3億2,000万が税抜きの価格でたしか落札というふうになっていたかと思っておりますので、消費税が1,600万という計算になっているかと思っております。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

松浦隆夫君。

5 番 （松浦隆夫君）

3億3,600万に対して消費税が5%ですよね。そうすると1,680万になるんじゃないですか。（「3億2,000万」の声あり）ああ3億2,000万、ここに書いてあるのと違う。（「含んでいる」の声あり）そうですか、わかりました。

議長 （大須賀 啓君）

よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第69号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16「議案第70号 町道路線の廃止について」

議長（大須賀 啓君）

日程第16、議案第70号 町道路線の廃止についてを議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第70号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17「議案第71号 町道路線の認定について」

議長（大須賀 啓君）

日程第17、議案第71号 町道路線の認定についてを議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第71号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

少し早いんでありますが、暫時休憩します。

再開は午後 1 時とします。

午前 11 時 55 分 休 憩

午後 1 時 00 分 再 開

副議長 (堀籠日出子君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 18 「認定第 1 号 平成 23 年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定について)」から

日程第 29 「認定第 12 号 平成 23 年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定について」まで

副議長 (堀籠日出子君)

日程第 18、認定第 1 号 平成 23 年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定から日程第 29、認定第 12 号 平成 23 年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまで一括議題といたします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。会計管理者兼会計課長八島時彦君。

会計管理者兼会計課長 (八島時彦君)

それでは、議案書の 37 ページをお願いいたします。

認定第 1 号 平成 23 年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、別紙監査委員の意見を付しまして、議会の認定をお願いするものでございます。

お手元に配付の平成23年度大和町各種会計歳入歳出決算書、厚いものでございます。これと議案説明資料認定第1号関係（平成23年度一般会計歳入歳出決算）会計課と記載のありますものに基づいて説明をさせていただきます。

最初に、各種会計歳入歳出決算書の1ページをごらんいただきたいと思います。厚い方の資料でございます。

1ページには一般会計と国民健康保険事業勘定特別会計など10の特別会計のそれぞれの決算額が記載された総括表となっております。

一番上の欄が一般会計でございますが、一般会計の歳入につきましては、真ん中ごろでございますが、収入済額109億5,045万2,969円、また歳出の支出済額は103億3,732万3,782円となりまして、差引残額は6億1,312万9,187円となったところでございます。

2ページをお願いいたします。

一般会計の歳入の款別集計表でございます。一番下の歳入合計の欄でございます。予算現額の計につきましては110億3,633万円、調定額につきましては116億1,008万505円、収入済額につきましては109億5,045万2,969円となっております。不納欠損額につきましては3,188万8,756円となっております。収入未済額につきましては、調定額から収入済額を差し引き、さらに不納欠損額を差し引いた額でございますが、6億2,773万8,780円となっております。予算対比、これは予算額に対する収入済額の比率でございますが、これにつきましては99.22%に、また調定対比、これは調定額に対する収入済額の比率でございますが、これにつきましては94.32%となっております。

次に、歳出でございます。3ページをお願いいたします。

これも一番下の歳出合計の欄になります。予算現額の計につきましては、歳入と同額の110億3,633万円でございます。支出済額につきましては、予算現額の次に掲載されております103億3,732万3,782円となっております。また、翌年度繰越額につきましては繰越明許費が4億7,820万6,000円、事故繰越は1,943万8,000円でございます。これらを差し引きました金額が不用額として2億136万2,218円となっております。予算対比の執行率につきましては93.67%でございます。

次に、議案説明資料、会計課の認定第1号関係の資料でございますが、こちらをお願いいたします。決算額を22年度と比較しました表で説明をいたします。

この資料の4ページをお開き願います。

平成23年度一般会計決算額の歳入についての記載でございます。金額の説明につきましては万単位として、1,000円以下の表現を省略させていただきます。

1款の町税でございます。表の右側に記載されております差し引きと増減率の欄をごらん願います。平成22年度と比較しまして、差し引きで2億7,492万円の増、増減率で7.6%の増となっております。平成23年度の決算額における歳入全体からの町税の構成比につきましては、35.7%となっております。

2款の地方譲与税につきましては、差し引きでマイナス345万円、2.5%の減に、3款の利子割交付金につきましてはマイナス187万円、25.6%の減に、4款の配当割交付金につきましては6万円、2.5%の増に、また、5款の株式等譲渡所得割交付金につきましてはマイナス23万円で27.2%の減となっております。

6款の地方消費税交付金から10款の地方特例交付金までにつきましては、それぞれマイナスとなっております。

11款の地方交付税につきましては7億8,517万円、36.2%の増でございます。この地方交付税の平成23年度歳入全体からの構成比につきましては27.0%となっております。

12款の交通安全対策特別交付金はマイナスに、13款の分担金及び負担金につきましては3,095万円、55.9%の増に、14款の使用料及び手数料につきましても675万円、5.5%の増となっております。

15款の国庫支出金につきましては6億26万円、63.1%の増となっておりますけれども、内訳といたしまして国庫負担金では4億4,433万円、92.3%の増、国庫補助金では1億5,557万円、33.7%の増となっており、これにつきましては東日本大震災による災害復旧費への国庫負担金、補助金の交付があったことなどによるものでございます。

16款の県支出金は2億3,112万円、55.9%の増でございます。県支出金

につきましても災害関連の復旧事業に対する補助金などの交付があったことによるものでございます。

17款の財産収入につきましてはマイナス149万円で、3.4%の減に、18款の寄附金は55万円、16.7%の増でございます。これはふるさと寄附金として42万円の寄附があったことなどによるものでございます。

19款の繰入金はマイナス1億9,746万円で、79.0%の減になっておりますが、これにつきましては庁舎建設基金繰入金、財政調整基金繰入金が減額になったことによるものでございます。

20款の繰越金はマイナス2,081万円、9.3%の減に、21款の諸収入は5,565万円、19.8%の増になってございます。

22款の町債は1億4,680万円、42.1%の増でございますけれども、これにつきましては都市計画債、災害援護資金貸付金、公共土木施設災害復旧事業債などで増額となったことによるものでございます。

歳入合計では差し引きでプラス18億8,686万円、20.8%の増となったところでございます。

続きまして、5ページの歳出について説明をさせていただきます。こちらでも差し引きの欄と増減率の欄をごらんいただきたいと存じます。

1款の議会費につきましては3,547万円、31.7%の増となっております。これにつきましては議員共済組合の負担金が増額になったことによるものでございます。

2款の総務費につきましてはマイナス1億8,348万円、11.4%の減でございます。これにつきましては、前年度において新庁舎の備品購入等があったことなどによるものでございます。

次に、3款の民生費でございます。1億4,435万円、6.9%の増でございます。これにつきましては、民間保育所運営委託費等の補助事業費の増加、子ども手当支給による扶助費の増、さらには災害援護資金貸付金の増額などによるものでございます。

それから、4款の衛生費でございます。8,586万円、7.8%の増でございます。これにつきましては、水道事業会計及び戸別合併処理浄化槽特別会計への繰出金、予防接種費、黒川地域行政事務組合へのごみ処分経費の負担額の増額などによるものでございます。

5 款の農林水産業費につきましては3,440万円、18.0%の増でございます。これにつきましては、農業集落排水事業特別会計への繰り出しを行ったことなどによるものでございます。

次に、6 款の商工費でございます。6,402万円、27.3%の増でございます。これにつきましては、企業立地奨励金や用地取得助成金、中小企業振興資金の貸付金増額などによるものでございます。

それから、7 款の土木費でございます。1 億9,613万円、22.3%の増でございます。これにつきましては、下水道事業特別会計への繰出金の増額、土地区画整理事業における法人保留地取得資金の貸し付けなどによるものでございます。

8 款の消防費でございます。1 億2,861万円、33.9%の増でございます。これにつきましては、黒川地域行政事務組合への負担額の増となったことなどによるものでございます。

9 款の教育費につきましてはマイナス4,396万円で、3.7%の減でございます。これにつきましては、平成22年度に実施したまほろばホールの調光卓修繕工事や総合体育館防水シート改修工事が終了したことなどにより減額となったものでございます。

次に、10 款の災害復旧費につきましてはプラス12億2,993万円、増減率では2483.3%の大幅な増となっております。これにつきましては、東日本大震災や台風災害への対応を行ったことなどによるものでございます。

11 款の公債費につきましてはマイナス3,338万円、3.9%の減となっております。

歳出合計としましては、前年度との比較においてプラス16億5,796万円、19.1%の増となったところでございます。

次に、決算の事項別明細の概要につきまして説明をさせていただきます。

決算書、厚い方の資料でございます。決算書の9ページをお願いいたします。

歳入について、節ごとの記載がなされてございます。ここからの金額につきましても万単位とさせていただきます。

1 行目でございますが、第1 款町税に対する起債でございます。町税の調定額、中ごろでございますが、41億6,398万円でございます。収入済額

につきましては39億690万円に、不納欠損額につきましては3,187万円になってございます。この不納欠損額につきましては、地方税法の規定に基づきまして、件数では1,894件、人数では416人分の不納欠損処分の手続を行ったことによるものでございます。1款町税の収入未済額は2億2,520万円となってございます。

次に、1款町税の中の1項町民税についてでございます。収入済額が11億8,114万円で、前年度と比較いたしましても4,846万円、4.3%の増となっております。内訳としましては、1目の個人町民税では収入済額が8億6,313万円となり、前年度よりも758万円の増となっているものでございます。

また、2目の法人町民税につきましては収入済額が3億1,800万円で、前年度比較では4,087万円の増となったところでございます。

次に、2項の固定資産税につきましては収入済額が22億2,114万円で、前年度比較で1億6,005万円、7.8%の増となり、3項の軽自動車税につきましては収入済額が5,076万円で、前年度より157万円、3.2%の増となっております。

10ページをお願いいたします。

4項の町たばこ税でございます。収入済額は2億6,974万円となり、前年度比較で6,369万円、30.9%の増でございます。

それから5項の入湯税につきましては収入済額38万円で、前年度に比較しまして4万円の増、次に6項の都市計画税につきましては収入済額1億8,371万円で、前年度比較で108万円の増となっているところでございます。

次の2款地方譲与税につきましては調定額1億3,339万円で、収入済額につきましても同額となっております。

11ページになります。

3款利子割交付金につきましても調定額どおりの収入済額となっており、また4款の配当割交付金から5款の株式等譲渡所得割交付金、それから12ページになりますが6款の地方消費税交付金、7款のゴルフ場利用税交付金、8款の自動車取得税交付金、それから13ページになりまして9款の国有提供施設等所在市町村助成交付金、10款の地方特例交付金、11款の地方交付税、次の14ページになりますけれども12款の交通安全対策特別交付金

までの各款につきましても調定額どおりの収入済額となっております。

次に、13款分担及び負担金についてでございます。

1項分担金の3目災害復旧費分担金の1節農林水産業施設災害復旧分担金につきましては、収入済額が782万円でございます。収入未済額としては144万円ほどございますが、繰越明許として平成24年度への繰り越しをするものでございます。

15ページの掲載になります。

2項の負担金の1目民生費負担金の2節児童福祉費負担金でございます。これにつきましては、大和町保育所、もみじヶ丘保育所及び菜の花保育園への入所・入園に係る保育料でございます。7,544万円の収入済額で、348万円が収入未済額となっております。

次に、14款の使用料及び手数料の1項使用料につきましては、1目総務使用料から16ページに掲載されております6目教育使用料まででございますが、それぞれの施設などの使用に対して収納がなされたものでございます。これらのうちの5目土木使用料の3節の住宅使用料でございますけれども、町営住宅入居者に対する家賃収入として3,561万円の収入済額でございますが、442万円が収入未済額となっております。

次に、2項手数料の1目1節の総務手数料でございます。これにつきましては戸籍手数料、住民票手数料や税務手数料などで1,246万円の収入となっております。

17ページをお願いいたします。

3目1節の清掃手数料でございます。これにつきましては、廃棄物処理手数料などで3,668万円の収入済額でございます。不納欠損額は1万円ほどに、収入未済額が3万円ほどでございます。

次に、15款の国庫支出金でございます。

1項1目の民生費国庫負担金についてでございますが、1節の保険基盤安定負担金から4節の児童福祉費負担金までにつきましては国保会計、障害者自立支援給付費、それから子ども手当などに対する負担金収入となっているところでございます。

2目の災害復旧費国庫負担金の3節公共土木施設災害復旧費負担金につきましては、3億1,289万円の収入済額でございます。これにつきましては

は道路橋梁災害復旧事業、住宅応急工事などへの負担金収入でございますが、繰越明許費として7,076万円、事故繰越として783万円の繰り越しがございます。

18ページをお願いいたします。

4節の公立学校施設災害復旧費負担金につきましては収入済額4,968万円で、学校施設及び学校給食センターの災害復旧事業に対する負担金収入でございます。464万円の繰越明許費がございます。

次に、2項国庫補助金の1目1節の障害者福祉費補助金につきましては、収入済額が362万円でございます。これにつきましては障害者の地域生活支援事業などに対する補助金収入でございます。

4節の地域子育て創生事業補助金でございますけれども、210万円の収入済額で、児童手当制度管理システム導入に係る補助金収入でございます。756万円の繰越明許費がございます。

次に、2目1節の保健衛生費補助金につきましては、327万円の収入済額となっております。女性特有のがん検診推進事業に対する補助金収入でございます。

次の3目1節の道路橋梁費補助金でございますが、これにつきましては町道吉田落合線道路改良舗装工事及び天皇寺高田線の公共駐車場整備工事に対する国庫補助分です。3,448万円の収入でございます。収入未済額4,262万円につきましては繰越明許費分でございます。

19ページになります。

5目1節の教育総務費補助金でございますが、1,021万円の収入済額で、私立幼稚園への就園奨励費に対する補助金収入でございます。

それから6目1節の特定防衛施設周辺整備調整交付金でございますが、まほろばホールや学校給食センターなどの維持運営事業、町民バス、学校生徒通学バス運行事業、それから町道馬場後石高線の道路改良舗装工事や柿木線、高田線の実施設分、吉岡小学校プール改修工事などに対する交付金3億5,431万円の収入でございます。収入未済額が510万円となっておりますが、これは町道上舞野線ほかの道路舗装新設工事及び小型動力ポンプ付積載車購入整備事業に係る繰越明許費でございます。

次の7目1節のきめ細かな交付金でございますが、3,476万円の収入済

額となっております。これにつきましては道路等整備事業や小型動力ポンプ庫新築工事、それから難波分校体育館床改修工事などで財源充当しているものでございます。

次の8目1節の都市施設災害復旧費補助金でございますが、大和インター周辺1号調整池ほか都市排水災害復旧工事などへの交付金4,506万円の補助金収入でございます。収入未済額545万円につきましては繰越明許費として繰り越しをするものでございます。

2節の社会教育施設災害復旧費補助金1,774万円でございますが、体育センター総合体育館、公立社会教育施設などの災害復旧事業に対する補助金収入でございます。収入未済額752万円は吉田教育ふれあいセンターの災害復旧工事に係る繰越明許費分でございます。

20ページになります。

3節災害等廃棄物処理事業費補助金でございます。これにつきましては1億740万円の収入済額となっております。災害ごみ集積所移動処理業務委託事業への財源に充当しているものでございます。

次に、3項委託金の1目総務費委託金については自衛官募集事務費、外国人登録事務費に係るもの、また2目の民生費委託金につきましては国民年金事務費、子ども手当事務費などの委託金収入でございます。

次に16款の県支出金でございます。これにつきましては20ページから25ページまでの記載となっております。

1項の県負担金につきましては調定額どおりの収入額となっております。

1項1目1節の保険基盤安定負担金でございますけれども、9,613万円の収入済額となっております。これは国庫負担金と同様に県負担分の収入でございます。

21ページをお願いいたします。

1目3節の障害者援護費負担金でございます。5,852万円の収入済額となっております。

4節の子ども手当負担金につきましては6,135万円の収入済額に、次の5節児童福祉費負担金につきましては1,138万円の収入済額となります。これらにつきましても同じように県負担となる分の負担金収入でございます。

す。

2目の1節災害弔慰金等負担金でございます。937万円の収入済額でございます。これにつきましては東日本大震災により死亡された方の遺族に対する弔慰金に係る負担金収入でございます。

3目の1節保健体育費負担金の収入済額749万円につきましては、総合運動公園の復旧工事に対する県の負担金収入でございます。

次に、2項県補助金の1目2節の障害福祉費補助金につきましては、収入済額502万円でございます。障害者自立支援給付事業などに対する補助金収入でございます。

3節の児童福祉費補助金につきましては、4,634万円の収入済額となっております。乳幼児、心身障害者、母子・父子家庭への医療費に対する補助金収入などがございます。

22ページをお願いいたします。

4節の子育て支援対策臨時特例交付金につきましては73万円の収入済額となっており、1億2,309万円が収入未済額で、繰越明許費となっております。これにつきましては保育所等緊急整備事業に対する補助金でございます。

次に、2目1節の保健衛生費補助金でございますが、2,645万円の収入済額でございます。子宮頸がん等ワクチン接種事業や自殺対策緊急強化事業費に対する補助金収入でございます。

3目1節の農業費補助金につきましては1,646万円の収入済額で、中山間地域等支払交付金推進事業、農地制度実施円滑化事業などに対する補助金収入でございます。

また、2節林業費補助金560万円につきましては、森林整備活動支援事業などに対する補助金収入でございます。

23ページになります。

7目1節の市町村振興総合補助金につきましては528万円の収入済額で、水田農業構造改革対策支援事業、低年齢児保育施設助成事業などに対する補助金収入でございます。

8目1節のふるさと雇用再生特別基金事業補助金でございます。1,806万円の収入済額で、小学校学級支援サポーター配置事業、学校図書館支援

員配置事業などに財源充当しているものでございます。

9目1節の緊急雇用創出事業補助金につきましては、6,714万円の収入済額となっております。これにつきましては災害対応等の臨時職員採用、地域農林業人材育成事業、高齢者就業機会創出事業などに対する補助金収入でございます。

10目1節みやぎ環境交付金につきましては、389万円の収入済額となっております。これにつきましては防犯灯設置事業に係る補助金収入でございます。

11目1節の地域グリーンニューディール事業補助金につきましては収入済額が1,800万円でございますが、防犯灯省エネ改修工事に係る補助金収入でございます。

2節の東日本大震災復興基金交付金は、収入済額が5,424万円でございます。これにつきましては、震災による建物半壊の世帯に対する支援金及び区の集会施設修繕工事に対する財源として充当してございます。また、一部は今議会においてご可決を賜りました東日本大震災復興基金条例に基づきまして基金積立をして活用してまいるものでございます。

24ページをお願いいたします。

12目1節の農地等災害復旧事業補助金につきましては、878万円の収入済額となっております。収入未済額6,149万円は、農業用施設等の災害復旧事業に係る繰越明許費分でございます。

2節の林道施設災害復旧事業補助金につきましては、5,331万円全額が収入未済額として繰越明許費での繰り越しをするものでございます。

4節の共同利用施設災害復旧事業補助金につきましては、496万円の収入済額となっております。鶴巣共同乾燥調整施設の災害復旧事業に係る補助金収入でございます。

5節の災害等廃棄物処理基金補助金につきましては、6,444万円の収入済額となっております。災害等の廃棄物処理事業に係る補助金収入でございます。

次に、3項委託金の1目2節の徴税费委託金についてでございます。3,487万円の収入済額でございます。県民税徴収取扱費としての収入でございます。

25ページをお願いいたします。

4節の選挙費委託金につきましては、638万円の収入済額でございます。平成23年11月13日執行の宮城県議会議員選挙に係る委託金収入などでございます。

次に、17款財産収入の1項1目1節土地建物貸付収入につきましては、338万円の収入済額となっております。これにつきましては町有財産の貸付収入などでございます。30万円が収入未済額となっております。

26ページをお願いいたします。

2項1目1節の土地売払収入につきましては、3,107万円の収入済額となっております。これにつきましては小野字前沢地内の町有地の売り払いが1件、吉田字南要害地内の法定外公共物の払い下げが3件に対する収入でございます。

2節の立木売払収入につきましては、533万円の収入済額となっております。これにつきましては分収造林地における立木の売払収入でございます。

18款寄附金の1項1目1節の総務管理費寄附金でございます。収入済額204万円で、東日本大震災における寄附金収入でございます。

27ページをお願いいたします。

2目1節の社会福祉費寄附金の収入済額40万円と3目1節の教育総務費寄附金100万円、それから4目1節のふるさと寄附金42万円でございますが、これらにつきましては個人、団体からの寄附金収入でございます。

次の19款繰入金の1項特別会計繰入金から29ページまでの掲載となっておりますが2項基金繰入金までにつきましては、それぞれの基金からの繰り入れとして調定額どおりの収入済額となっております。

20款の繰越金につきましても、前年度からの繰越金として調定額どおりの収入となっております。

30ページになります。

21款諸収入の3項1目1節の商工費貸付金元利収入についてでございます。収入済額7,580万円となっております。町中小企業振興資金の預託金などでございます。

次の2目1節の土木費貸付金元利収入につきましては5,000万円の収入

済額で、大和インター周辺土地区画整理組合貸付事業の償還金でございます。

4項2目1節の自転車競技場管理受託事業収入でございます。収入済額746万円につきましては、財団法人宮城県スポーツ振興財団からの自転車競技場の管理受託事業収入でございます。

それから5項1目2節の給食費納付金でございますけれども、これにつきましては学校給食に対する納付金として1億418万円の収入済額となっております。収入未済額が343万円でございます。

31ページになります。

2目1節の場外車券売場交付金でございますけれども、これにつきましては791万円の収入済額となっております。

3目1節の雑入でございますが、収入済額8,901万円となっております。収入の主なものとしましては、宮城県町村会からの東日本大震災に対する災害見舞金及び宮城県市町村振興協会からの災害対策支援金として3,241万円、震災復興宝くじ及びオータムジャンボ宝くじの交付金として709万円、それから東日本電信電話株式会社に対する光ファイバーケーブル貸付料として383万円などとなっております。

次に、22款の町債でございます。

1項1目1節の保健衛生債から32ページの掲載になります6目2節の公共土木施設災害復旧事業債までにつきましては、調定額どおりの収入済額となっているところでございます。

4節の公立学校施設災害復旧事業債及び7節の農林水産業施設災害復旧事業債につきましては、調定額、収入済額はゼロ円となっております。

以上が一般会計の歳入でございます。

副議長 （堀籠日出子君）

総務まちづくり課長伊藤眞也君。

総務まちづくり課長 （伊藤眞也君）

それでは、次に歳出についてご説明いたします。

33ページでございます。

ちょっとその前に、本日皆様にお配りしました総務まちづくり課の資料ということで、大和町第四次総合計画に基づく第1次実施計画（平成23年度分）の実施状況についてという資料、本日お配りした資料でございますが、これについて最初にちょっと説明させていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

この資料につきましては、第四次総合計画に基づく第1次の実施計画、平成21年度から3カ年度、23年度までの計画でございますが、そのうちの平成23年度分の決算額をもとにしまして総合計画の各項目ごとに実績額を取りまとめたものでございます。

1ページでございますが、これが各章ごとの計画額と実績額の比較及び財源の内訳について記載したものでございます。総合計画は第1章から第7章まで項目立てしてございますが、その章ごとの計画額、実績額というものでございます。この中で第1章事業費の欄でございますが、計画額が当初が11億7,051万7,000円、実績額が3億1,561万8,000円ということで、比較しますと8億5,400万ほど大きな差が出ておりますが、これにつきましては3ページをちょっと見ていただきたいと思います。3ページの中で第1章みやぎの元気を創造する「産業のまちづくり」ということでここに記載しております。この中でこの第1章の目標を達成するための主な事業をやっているということでございますが、この中で主な事業の欄がございまして、そのうちの一番上の企業立地奨励事業、これが実績額が1億363万円でございますが、当初の計画ではここが9億9,000万ほどになっておりました。企業立地の動向で奨励金が後年度にずれ込んだということで、このような大きな差が出ているというところでございます。

1ページのほうに戻っていただきますが、あと第3章でも事業費の比較で1億1,417万6,000円ほど出ておりますが、これにつきましても、これは4ページでございますが、第3章が安定した生活がおくられる「福祉のまちづくり」という項目でございます。これの主な事業で一番下に自立支援法関係事業という事業が行われております。これの実績額が2億5,900万ほどになっておりますが、当初は2億1,400万という計画額でございました。ここで4,500万ほど、ここはふえている形でございますが、ここでそ

れぞれそのような形での差が出ているというようなものでございます。

続きまして2ページでございますが、2ページにつきましては各章の中の今度は各項ごとの事業費、章の中に項立てをしております、その項ごとの事業費をあらわしたものでございます。

あと3ページ以降につきましては、先ほども若干お話ししましたが、その各章ごとの主な事業ということでこのような形で23年度分でございますが、このような形で実施したということで記載しているものでございます。

これにつきましてもあわせて決算の資料としてご参照願いたいということでございます。よろしく願いいたします。

それでは33ページの1款の議会費、歳出分についてご説明いたします。

1項1目議会費につきましては、議会の定例会、臨時会、各常任委員会活動に伴います議員18名、職員3名分の人件費及び議会運営に要した費用でございます。主要な施策の成果に関する説明書につきましては24ページから26ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

1節の報酬及び9節旅費につきましては、議員18名分の報酬及び費用弁償並びに各常任委員会の視察旅費等でございます。

2節給料は職員3名分の給料でございます。

3節は職員の各種手当及び議員の期末手当等、4節は共済費等の人件費に係るものでございます。

以下各款、科目の2節の給料から4節の共済費までの人件費関係につきましては説明を省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

11節需用費につきましては、議会だよりを年4回発行した印刷製本費等に要した費用でございます。

13節委託料は会議録作成等の委託料でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては宮城県議長会並びに宮黒議長会への負担金でございます。

次に、2款1項1目一般管理費につきましては、一般管理費のほか職員研修事業、公用車管理及び連絡区長等に要した費用でございます。主要な施策の成果に関する説明書は27ページから記載してございますので、あわせてご参照願います。

34ページをごらんになっていただきます。

1節につきましては区長59名、産業医1名に係る報酬、8節につきましては顧問弁護士への報償費のほか退任区長等への記念品の購入に要した費用でございます。

9節につきましては職員の研修旅費のほか区長への費用弁償、町長の企業誘致活動等に要した旅費でございます。

11節につきましては事務用コピー代、事務用消耗品、新聞図書等の購入代、公用車の燃料代等に要した費用でございます。

12節につきましては公用車の保険料、職員ボランティア保険、職員採用試験等に要した費用でございます。

13節につきましては、県公平委員会への事務委託料のほか職員の健康診断業務委託料及び区長配達業務委託料でございます。

14節につきましては、現行日本法規のCD-ROMの使用料及び有料道路通行料に要した費用でございます。

18節につきましては備品購入費でございますが、放送用のマイクシステム、ミキサー、スピーカーなど可動式の放送用の機材一式を購入したものでございます。

19節につきましては、黒川地域行政事務組合の管理運営費分や宮黒町村会への負担金のほか区長会への活動助成をしたものでございます。

23節につきましては宮城県移譲事務交付金等の前年度、平成22年度実績によります償還金でございます。

次に、2目文書広報費でございます。これは文書管理、広報広聴等に要した費用でございます。成果に関する説明書は29ページから30ページをご参照お願いいたします。

8節につきましては広報モニターへの謝礼としての図書カードの購入代、11節につきましては広報たいわの発行に要する費用でございます。月平均9,525部の印刷に要した印刷製本費のほか例規集の追録代等でございます。

12節につきましては郵便後納料金、電話料金、インターネット接続料等の通信料でございます。

13節は例規システムの保守点検料でございます。

14節につきましては印刷機、ファックス、例規システムの機械借上料等

でございます。

19節につきましては、社団法人日本広報協会への会費負担金のほかみやぎふるさとCM大賞製作チームへの活動補助金でございます。昨年はこのふるさとCM大賞につきましては「縁結びの里 大和町」というタイトルで出品しまして、演出賞を受賞いたしております。それでこのCMが東日本放送で年間30回放送されるということになったものでございます。

副議長 （堀籠日出子君）

暫時休憩します。休憩の時間は10分間とします。

午後2時00分 休 憩

午後2時10分 再 開

副議長 （堀籠日出子君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

財政課長八島勇幸君。

財政課長 （八島勇幸君）

それでは、決算書35ページからになります。3目の財政管理費でございます。成果報告書の方につきましては30ページからになります。そのほか財政課といたしまして配付をさせていただいております資料といたしましては、平成23年度決算に関する説明の内訳ということで、これにつきましては目次には一般会計歳出款別節別集計表、それから決算に関します説明のうち委託料の内訳、それから決算に関する説明のうち補助金の内訳というような形で別冊の資料もお渡ししておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

それでは、決算書35ページでございますけれども、財政管理費11節の需用費につきましてはコピー代、予算成果報告書の印刷代、参考図書等の購入費でございます。

19節負担金につきましては地方財務協会、全国森林環境税創設連盟への

負担金でございます。

25節積立金につきましては、まちづくり基金への3億3,580万円の積み立てと、ほかにつきましては利子分の3基金への積み立てとなっております。

以上でございます。

副議長（堀籠日出子君）

会計管理者兼会計課長八島時彦君。

会計管理者兼会計課長（八島時彦君）

続きまして、4目の会計管理費でございます。これにつきましては会計事務に要した経費でございます。

11節の需用費につきましては決算書、請求書用紙、名入り封筒などの印刷代、図書追録代、コピー代などがございます。

12節の役務費につきましては口座振込の回線利用料、電話料及び金融機関における公金口座取扱手数料などがございます。

18節の備品購入費につきましては、会計課の窓口で使用する硬貨を選別する機械を購入したものでございます。

以上です。

副議長（堀籠日出子君）

環境生活課長高橋正春君。

環境生活課長（高橋正春君）

続きまして、5目財産管理費のうち環境生活課分につきましてはご説明をいたします。これにつきましては吉岡コミュニティセンター、吉田コミュニティセンター、鶴巣防災センターの施設維持管理に要した経費について支出したものでございます。

3施設の利用状況につきましては、主要な施策の説明書の31ページをご参照いただきたいと思います。

7節賃金につきましては施設の事務補助、清掃員、巡視員の賃金でござ

います。

11節需用費につきましては3施設の光熱水費、燃料費、修繕料でございます。

12節役務費は通信費及び施設の火災保険料等です。

36ページをお願いいたします。

13節委託料は吉岡コミュニティセンター窓口業務、夜間休日警備業務、清掃業務、また3施設の消防設備の保守点検業務に要したものでございます。

以上でございます。

副議長 （堀籠日出子君）

財政課長八島勇幸君。

財政課長 （八島勇幸君）

それでは、恐れ入ります、また35ページのほうにお戻りをお願いしたいと思っております。成果の報告書につきましては30ページに記載をさせていただいております。

ここの財産管理費の財政課部分につきましては、公用車管理といたしまして共用車、各課共用して使う車の管理が財政課の管轄となっております。それから普通財産の管理経費、それから庁舎の管理経費の3つを合計したものが財政課所管となっております。

まず11節需用費につきましては2,060万円ほどの経費となっておりますけれども、内訳といたしましては庁舎電気代、燃料費、水道料金、灯油代、ガス代、公用車の車検経費、それから庁舎の消耗品関係の費用となっております。

12節役務費でございますけれども、560万円ほどが財政課の所管部分となっております。庁舎全体の電話料、それから車両の保険代、森林保険代、建物の共済掛金が主な内容となっております。

続きまして36ページでございます。

13節につきましては2,700万円ほどが財政課所管でございます。庁舎の清掃費、宿日直費委託、マイクロバス運転業務委託、各種普通財産の管

理委託等が主な内容でございます。

14節使用料につきましては330万円ほどでございます、N T Tの中町の庁舎借上部分やテレビの聴取料、駐車場の借上料等となっております。

15節工事請負費につきましては180万円でございますけれども、国道4号に設置いたしました新庁舎案内看板の前払分でございます、残り部分につきましては290万4,000円事故繰越措置となっております。

18節備品購入費1,062万2,000円につきましてはマイクロバス、それから議会専用車の購入費用となっております。

19節負担金及び補助金につきましては分収造林契約収益分収金427万2,000円、黒川地域防火管理協議会と黒川地区安全運転管理者会負担金等となっております。

23節償還金利子及び割引料につきましては、役場庁舎及びリサーチの代替地として取得いたしました財源に対します元金2,080万円、利子213万3,000円分の償還に充てたものでございます。

27節公課費につきましては公用車の自動車重量税となっております。
以上でございます。

副議長 （堀籠日出子君）

環境生活課長高橋正春君。

環境生活課長 （高橋正春君）

続きまして、6目企画費のうち環境生活が所管しているものについてご説明をいたします。これらにつきましては町民バス運行事業及び地域交通対策事業に要した経費について支出を要したものでございます。事業の概要につきましては、成果に関する説明書33ページをご参照いただきたいと思います。

町民バス運行事業につきましては、4台保有車両によります9路線23便の運行を行い、日常生活における足の確保を図ったものでございます。

次に主な支出でございますが、8節につきましては、報償費は地域交通会議委員への報償でございます。

11節需用費はバスの修繕料、タイヤ等の消耗品代等でございます。

13節委託料は町民バス運行業務委託料でございます。

14節使用料及び賃借料は、バス車検時等の代車の借上料でございます。

27節公課費につきましては自動車の重量税でございます。

以上でございます。

副議長（堀籠日出子君）

総務まちづくり課長伊藤眞也君。

総務まちづくり課長（伊藤眞也君）

それでは、6目の企画費の中の総務まちづくり課分につきましてご説明いたします。企画費につきましては地域活性化事業、広域行政の推進及び防衛施設周辺整備対策事業等に要した費用でございます。説明資料は31ページから記載してございます。

11節につきましては、事務用の消耗品代及びパンフレットの印刷代等に要した費用でございます。

12節につきましては、テレビ共同受信施設に係る火災保険料等でございます。

13節委託料につきましては、地域情報通信基盤用の光ファイバー網の保守業務委託料及びテレビ共同受信施設に関係します地上デジタル放送に伴います変更申請業務委託料でございます。

14節使用料につきましては、光ファイバー網を架設しております電柱の借上料等でございます。

15節につきましては、テレビ共同受信施設用電柱の建てかえ工事代等でございます。

19節負担金等につきましては、仙台都市圏広域行政推進協議会ほか11団体への負担金及びまほろばまちづくり協議会ほか3団体への活動助成金でございます。

次に、7目電子計算費でございます。電算機器等の管理運営に要した費用になります。説明書につきましては33ページのほうに記載してございます。

11節につきましては、電算関係消耗品のほかコンピュータウイルス対策

ソフトの更新料等でございます。

12節役務費につきましてはインターネット接続料、サーバ使用料、光通信回線料等の通信費用でございます。

13節委託料につきましては、電算処理業務に伴います総合保守委託及び法改正に伴います給与システム等の修正業務委託料、各種電算システム運用に伴います支援保守業務委託料等となっております。

14節使用料につきましては財務会計、人事給与、文書管理、施設管理など情報処理と情報管理を行うための基幹システム等の電算機器の借り上げに要した費用でございます。

18節につきましては備品購入費でございますが、シュレッダーを購入したものでございます。

19節につきましては、県高度情報化推進協議会負担金及び宮城県市町村電子申請システムの共同利用負担金でございます。

以上です。

副議長 （堀籠日出子君）

町民課長高橋正治君。

町民課長 （高橋正治君）

続きまして、出張所費をご説明いたします。

出張所費につきましてはもみじヶ丘出張所の管理運営費でございます。

11節はプリンタートナー代等でございます。

12節役務費は、窓口証明書のためのファクス回線使用料でございます。

13節はレジスターの保守点検料でございます。

14節はテレビ受信料でございます。

以上でございます。

副議長 （堀籠日出子君）

総務まちづくり課長伊藤真也君。

総務まちづくり課長 （伊藤真也君）

次に9目の交通対策費でございます。交通対策費につきましては交通安全対策事業に要した費用でございます。

1節につきましては、交通安全指導員25名に対する報酬でございます。

9節旅費でございますが、交通安全指導員の出勤延べ815回分の費用弁償でございます。

11節需用費につきましては、春と秋の交通安全県民総ぐるみ運動の際の啓発用リーフレット代、交通安全指導員の装備用品、新入生用の黄色い帽子等の購入に要した費用でございます。

12節につきましては、交通安全指導員に係る傷害保険料及び交通安全広報車の保険料等でございます。

19節負担金等につきましては、黒川郡交通安全推進協議会及び大和町交通安全推進協議会への負担金でございます。

続きまして38ページでございます。

10目無線放送施設管理費でございます。無線放送施設管理費につきましては、町内に設置しております固定系防災無線放送用機器の管理運営に要した費用でございます。施策の説明書につきましては34ページでございます。

11節需用費につきましては、防災無線子局の電気料及び戸別受信機の修理代等でございます。

13節委託料につきましては、防災無線子局95基に係りますバッテリー交換業務委託料のほか防災無線放送機器の年間保守点検業務委託料でございます。

15節につきましては、旧庁舎と上下水道庁舎との電柱ケーブルを架設しておりましたが、これの撤去工事代でございます。

19節負担金等につきましては電波利用料でございます。

副議長 （堀籠日出子君）

環境生活課長高橋正春君。

環境生活課長 （高橋正春君）

続きまして、11目女性行政推進事業費につきましてご説明申し上げます。

女性行政推進事業及び消費者行政事業に要した経費でございます。事業内容につきましては成果に関する説明書35ページをご参照いただきたいと思います。

女性行政推進事業費につきましては、男女共同参画社会の形成に向け意識の高揚を図るための諸事業、または消費者行政としての消費者が安心して買い物ができるよう、商店への立ち入り調査や消費者育成のための消費生活講座といったものを開催しているものでございます。

主なものとしまして、1節報酬は男女共同参画推進審議会委員の報酬となっております。

7節賃金は、23年11月から行っております消費者相談に係る相談員への賃金でございます。

8節報償費は男女共同参画研修会に要した講師謝礼でございます。

9節につきましては男女共同参画推進審議会委員の費用弁償でございます。

11節につきましては、事務用品及び啓発用リーフレットの印刷製本費となっております。

14節使用料及び賃借料は、消費生活講座の研修会の際のバスの借上料等となっております。

続きまして12目の諸費のうち環境生活課分についてご説明を申し上げます。これらにつきましては人権相談、行政相談の開設、社明運動に要した経費を支出したものでございます。各事業の実施状況につきましては、主な施策の説明資料36ページ、37ページをご参照願いたいと思います。

8節報償費は、人権作文コンクールに応募された生徒さんへの参加賞、記念品でございます。

11節需用費は、人権相談の際の相談員さんへの昼食代、社明運動カレンダー、人権相談に係る印刷費でございます。

19節につきましては仙台人権擁護委員協議会、黒川郡犯罪者予防更正協会に対する負担金でございます。

以上でございます。

副議長（堀籠日出子君）

都市建設課長千葉恵右君。

都市建設課長 （千葉恵右君）

それでは、39ページをお願いいたします。諸費のうち都市建設課分でございますが、防犯対策費でございます。説明資料35ページを参照お願いをいたします。

11節の需用費でございますが、このうち光熱費及び修繕料でございますが、防犯灯2,033灯の電気料と、それから球切れ等の交換に要する修繕料でございます。

15節工事請負費でございますが、平成22年度から繰り越しをいたしましたグリーンニューディール事業によりまして防犯灯543灯を省エネタイプに切りかえを行いまして、長寿命化に取り組んでおります。また同様に単独事業で20カ所を設置いたしております。現年分につきましては省エネ改修工事といたしまして125灯の切りかえと、平成23年度に大和ハウス工業様から800個のLEDライトの寄贈がありましたので、材料支給によりまして45カ所、みやぎ環境交付金事業で整備を行ったものでございます。

以上でございます。

副議長 （堀籠日出子君）

財政課長八島勇幸君。

財政課長 （八島勇幸君）

同じく39ページでございます。12目の諸費のうち財政課所管分でございます。

14節使用料及び借上料につきましては、平成23年度に完成いたしました宮床地区の駐車場の借上料7万8,432円でございます。

15節工事請負費のうち宮床地区駐車場整備工事代金といたしまして2,826万6,000円ございました。

19節負担金補助及び交付金のうち1,007万9,000円につきましては財産区振興費になってございます。宮床、吉田、落合の各財産区から地域団体への助成といたしまして一般会計へ繰り入れを受けまして、この諸費から支

出をいたしているものでございます。宮床地区につきましては8団体、吉田地区は2団体、落合地区は5団体となっております。ここにつきましては財産区の報告のところに対象団体が記載してございますけれども、成果報告書の132ページ、133ページ、134ページにわたりにまして記載をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

副議長（堀籠日出子君）

総務まちづくり課長伊藤真也君。

総務まちづくり課長（伊藤真也君）

それでは12目諸費のうち総務まちづくり課分についてご説明いたします。説明書につきましては36ページに記載しているところでございます。

1節につきましては、表彰審査委員会を1回開催したことに伴います委員5名分の報酬でございます。

8節につきましては、表彰功労者への記念品等を購入したものでございます。

9節は表彰審査委員の費用弁償でございます。

11節につきましては、表彰式に関する消耗品代及び式次第の印刷代でございます。

12節につきましては全国町村会総合賠償補償保険料等でございます。

13節委託料につきましては表彰式の会場設営等業務委託料でございます。

19節につきましては、山岳遭難防止対策協議会大和支部ほか4団体への負担金及び大和町防犯協会への補助金並びに旧厚生年金スポーツセンター、これが民間に譲渡されまして現在ベルサンピアみやぎ泉というふうに変更となっております。そのスケートリンクの運営を支援するための交付金を3年間支出、交付するということによりまして、2年度目の交付金を支出したものでございます。

次の13目庁舎建設費及び14目特定防衛施設周辺整備調整交付金事業費につきましては、平成22年度に事業を実施予定しておりましたが、東日本大震災が発生したことによりまして資材及び燃料等の調達が困難になり平成

22年度内に事業を完了することができなかつたために、平成23年度に繰り越して事業を実施したものでございます。説明書につきましては37ページを参照願います。

13目の庁舎建設費につきましては、庁舎東側に芝の吹きつけ工事を行ったものでございます。

14目特定防衛施設周辺整備調整交付金事業費につきましては、防衛省からの補助金でございます特定防衛施設周辺整備調整交付金を充当した事業のうち平成23年度に繰り越した事業でございます。吉岡小学校屋外プール改修工事を初め町道舗装改良工事2件、小型動力ポンプ付積載車購入事業、防火水槽設置工事及びまほろばホールの舞台のワイヤ等の交換工事、この6事業に要した経費でございます。

12節につきましては消防ポンプ車の保険料、15節につきましては吉岡小プール改修工事、町道舗装改良工事等6事業の工事費に要したものでございます。

18節備品購入費につきましては消防ポンプ車を購入したものでございます。

27節につきましては消防ポンプ車の自動車重量税でございます。

以上です。

副議長 （堀籠日出子君）

税務課長庄司正巳君。

税務課長 （庄司正巳君）

2款2項徴税费についてご説明いたします。主要な施策の成果に関する説明書につきましては38ページから42ページに記載をしております。また、平成23年度徴税の税目別課税状況につきましては同じく主要な施策の成果に関する説明書の18ページから23ページに記載しておりますので、あわせてご参照をお願いいたします。

1目税務総務費につきましては税務事務一般に関する費用でございます。電算システムの維持管理費等に係る支出でございます。

主な内容でございますが、1節報酬、それから次のページ、40ページで

ございますが、9節の旅費につきましては固定資産評価審査委員会の委員報酬及び費用弁償であります。23年度中に審査の申し出はありませんでしたので、委員会の開催はありませんでした。

それから、11節需用費は参考図書代、追録代、コピー代等の事務消耗品代と納税通知書用封筒の印刷代であります。

13節委託料につきましては各種徴税等の課税システム、収納システム、申告支援システム、証明システム等の年間保守業務委託に係る支出でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては大和町納税貯蓄組合連合会、仙台たばこ販売協同組合女性部黒川支部への補助金。負担金は宮城県軽自動車等運営協議会ほか2団体へ支出したものでございます。

次に2目賦課徴収費であります。町民税・固定資産税・軽自動車税等の課税事務、申告相談事務、土地家屋の異動処理や評価事務及び町税事務に要した経費でございます。

7節賃金は収納事務嘱託員1名に係る支出であります。

8節報償費は納税貯蓄組合76組合に対する完納報奨金であります。

9節旅費は納税貯蓄組合研修会に係る支出でございます。

11節需用費につきましては町民税・固定資産税・軽自動車税等の課税台帳、納税通知書の印刷代及び徴収事務に係る督促状、催告書等の印刷代が主なものであります。

12節役務費は申告書、納税通知書等の郵送料のほか口座振替手数料等の支出でございます。

13節委託料につきましては町県民税及び償却資産データ入力業務、税制改正に伴うシステム変更業務、家屋評価保守業務、修正図等作成業務、不動産鑑定委託等に要した支出であります。

14節使用料及び賃借料につきましては、公的年金からの個人住民税の特別徴収に係る電算化システム及び滞納管理システムのリース料、地方税電子申告支援サービス利用等に要した経費でございます。

18節備品購入費は、事務用備品といたしまして窓口用のレジスターを購入したものでございます。

19節負担金補助及び交付金は社団法人地方税電子化協議会への負担金で

ございます。

23節償還金利子及び割引料につきましては、法人町民税・個人町民税・固定資産税の税額の修正や更正に係る過年度還付金及び加算金を支出したものでございます。

以上です。

副議長（堀籠日出子君）

町民課長高橋正治君。

町民課長（高橋正治君）

3項1目戸籍住民基本台帳費は町民課窓口事務、住民基本台帳戸籍事務、印鑑証明のシステム運営に要した経費でございます。成果に関する説明書の43ページ、44ページを参照ください。

11節は各種申請書、証明書の印刷代でございます。

12節は電話代、郵送料でございます。

13節は戸籍システムの保守点検委託料でございます。

14節は戸籍システムの機械借上料でございます。

19節は宮城県戸籍住基外国人登録事務協議会への負担金でございます。

以上でございます。

副議長（堀籠日出子君）

総務まちづくり課長伊藤眞也君。

総務まちづくり課長（伊藤眞也君）

次に、4項選挙費でございます。選挙管理委員会の運営、選挙啓発及び各種選挙に要した費用となるものでございます。説明書は45ページから記載してございます。

1目選挙管理委員会費でございます。

1節報酬及び9節の旅費につきましては委員4名の報酬及び費用弁償でございます。

11節需用費につきましては事務用の消耗品代等でございます。

2目選挙啓発費でございますが、8節報償費につきましては選挙啓発用ポスターコンクール記念品代等でございます。

42ページでございます。

9節旅費及び14節の使用料については支出はございませんでした。

3目の県議会議員選挙執行費でございます。平成23年の4月10日執行予定でございましたが、東日本大震災により延期されまして、平成23年の11月13日に執行されたものでございます。この宮城県議会議員の選挙事務に要した費用でございまして、投票率につきましては44.45%でございました。

1節につきましては選挙管理委員、投開票立会人等の報酬、3節につきましては投開票事務従事者の時間外手当、4節共済費につきましては臨時事務補助員の社会保険料、7節賃金につきましては臨時事務補助員の賃金及び選挙公報配布賃金でございます。

8節報償費は、ポスター掲示場を私有地に設置した際の敷地の使用謝礼でございます。

9節につきましては投開票立会人等への費用弁償、11節につきましては選挙事務に要する消耗品代等でございます。

12節役務費につきましては、郵送料及び期日前投票管理システムの保守点検料等でございます。

13節委託料につきましてはポスター掲示板の設置及び撤去業務委託料、14節使用料等につきましては会場借上料及び投票箱送致用のタクシー借上料等でございます。

4目農業委員会委員選挙執行費につきましては平成23年7月10日執行の選挙事務に要した費用で、無投票でございました。

1節報酬につきましては選挙管理委員等の報酬でございます。

3節の職員手当等については選挙事務に要した職員の時間外勤務手当でございます。

9節旅費につきましては選挙管理委員等の費用弁償でございます。

11節需用費につきましては選挙事務に要する消耗品代等でございます。

12節役務費につきましては通信費でございます。

5目の吉田土地改良区総代選挙執行費でございますが、平成23年8月25日執行の選挙事務に要した費用で、無投票でございました。

1節報酬は選挙管理委員等の報酬でございます。

9節旅費はその費用弁償でございます。

11節につきましては選挙事務に要する消耗品代等でございます。

12節役務費は郵送料等でございます。

6目町長選挙執行費でございます。平成23年10月2日執行の選挙事務に要した費用で、無投票でございました。

1節報酬につきましては選挙管理委員等の報酬でございます。

3節職員手当等につきましては選挙事務従事者の時間外手当でございます。

7節賃金につきましては臨時事務補助員の賃金でございます。

8節報償費につきましては、これは……、申しわけございません。

9節につきましては選挙管理委員への費用弁償でございます。

済みません、8節につきましては同じでございます。ポスター掲示板を私有地に設置した際の敷地借用謝礼でございます。済みませんでした。

11節につきましては選挙事務に要する消耗品代等でございます。

12節につきましては郵送料及び期日前投開票管理システムの保守点検料等でございます。

13節につきましてはポスター掲示板の設置及び撤去業務委託料でございます。

次、7目町議会議員選挙執行費でございます。平成24年3月25日執行の選挙事務に要した費用で、投票率は59.08%でございました。44ページでございます。

1節につきましては選挙管理委員、投開票立会人等の報酬でございます。

3節職員手当等については投開票事務従事者の時間外勤務手当でございます。

7節賃金につきましては臨時事務補助員の賃金でございます。

8節報償費につきましては、ポスター掲示板を私有地に設置した際の敷地借用謝礼でございます。

9節旅費につきましては選挙管理委員、投開票立会人等への費用弁償で

ございます。

11節需用費につきましては選挙事務に要する消耗品代等でございます。

12節につきましては郵送料及び期日前投票管理システムの保守点検料等でございます。

13節委託料につきましてはポスター掲示板の設置及び撤去業務委託料でございます。

14節使用料等につきましては会場借上料及び投票箱送致用タクシー借上料等でございます。

18節備品購入費につきましては投票用の計算機を購入したものでございます。

次に、5項1目統計調査費でございます。経済センサス活動調査等の指定統計調査に要した費用でございます。説明書につきましては46ページに記載してございます。

1節につきましては経済センサス基礎調査に係る調査員の報酬でございます。

3節につきましては職員の時間外勤務手当でございます。

9節旅費につきましては経済センサス基礎調査に係る調査員の費用弁償でございます。

11節につきましては統計調査に関する事務消耗品代等でございます。

12節につきましては郵送料でございます。

19節負担金等につきましては県統計協会及び県農林統計協会への負担金のほか、補助金は大和町統計調査員協議会へ助成したものでございます。

45ページでございます。

6項1目の監査委員費でございます。監査委員、事務局職員の人件費及び例月出納検査、随時監査、定期監査、各種会計の決算審査、財政援助団体等に対する監査等に要する経費でございます。

1節及び9節につきましては監査委員2名分の報酬及び費用弁償でございます。

11節につきましては消耗品代等でございます。

12節は支出はございませんでした。

19節負担金等につきましては宮黒地方町村監査委員協議会への負担金で

ございます。

以上です。

副議長（堀籠日出子君）

保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長（瀬戸啓一君）

続きまして、3款民生費でございます。

1項1目社会福祉総務費でございます。社会福祉総務費につきましては、大和町の社会福祉協議会並びに民生委員会への支援及び生活保護並びに国民健康保険事業特別会計の繰出等に要した費用でございます。以下、民生費につきましては主要な施策に関する説明資料の47ページから、あわせてご参照お願いいたします。

1節でございますけれども、民生委員さんの改選に伴います民生委員推薦委員会推薦委員の報酬を予算措置しましたが、23年度交代・改選等がなかったため、支出はございませんでした。

次のページをお願いいたします。

7節につきましては生活家庭相談員嘱託員の賃金でございます。

8節、9節につきましては、民生委員の改選等がございませんでしたので支出はございませんでした。

11節につきましては消耗品等、印刷代等でございます。

12節につきましては通信費用でございます。

13節につきましては大和町セラピー広場のポプラの木の高木剪定、ポプラの木4本を剪定させていただいたものでございます。

14節につきましては大和町の福祉道路の土地借上料でございまして、162平米分でございます。この借上料につきましては、10年を経過したということで平成23年度で借地契約を打ち切っております。

18節につきましてはカメラの購入費でございます。

19節につきましては大和町社会福祉協議会、民生委員協議会への補助金等でございます。

20節につきましては、浮浪者への一時扶助としまして1人500円の6人

分の3,000円を要したものでございます。

25節につきましては長寿社会対策への基金積立でございます。

27節につきましては自動車の重量税、28節につきましては大和町国民健康保険事業特別会計への繰出金でございます。

続きまして、2目老人福祉費でございます。老人福祉費につきましては生き生きサロン並びに老人クラブへの支援、さらには大和町シルバー人材センターへの支援、敬老会事業、高齢者の生活支援事業に要した費用でございます。

8節につきましては敬老会時の記念品、アトラクション謝礼等でございます。

11節につきましては敬老会時の食料費、事務用品、印刷代等でございます。

13節につきましては、シルバー人材センターへ的高齢者就業機会創出事業としまして就業先開拓や広報活動に要した費用、さらには寝具洗濯乾燥消毒サービス料17名分の洗濯料、さらには軽度生活支援事業、延べ6人分の高齢者の生活支援事業に要した委託でございます。

19節につきましては、負担金としまして宮城県シルバー人材センターへの大和町としての負担金、さらには低所得者老人利用負担対策事業としまして特別養護老人ホーム入所者への利用軽減措置としましての大和町の公費負担。補助金としましてはとなりぐみ生き生きサロンへの補助金でございます。これにつきましては大和町内51地区分で行ってまいりました。さらには大和町シルバー人材センターへの活動支援補助、大和町老人クラブ並びに大和町老連への助成金でございます。

20節につきましては介護用品購入費助成費用でございます。介護用品購入費助成費用さらには偕楽園入所老人6名分の保護措置費用、そのほかとしまして80歳以上の敬老者の皆様方への敬老祝金等に要した費用でございます。

23節につきましては、平成20年度より後期高齢者制度がスタートしたことに伴いまして同時に廃止となりました大和町老人保険特別会計への医療費支払業務の最終清算としまして、宮城県社会保険診療報酬支払基金へ22年度分を最終的に23年度に償還した分でございます。老人保健特別会計は

23年度をもって完全に消滅という形になりました。

28節につきましては、介護保険特別会計への大和町一般会計からの法定ルールに基づく必要経費を繰り出したものでございます。

以上でございます。

副議長 （堀籠日出子君）

町民課長高橋正治君。

町民課長 （高橋正治君）

続きまして3目国民年金費でございます。成果に関する説明書49ページ目をご参照お願いいたします。

11節は封筒、コピー代等、事務用品代等でございます。

12節は郵送料並びに電話料金でございます。

以上でございます。

副議長 （堀籠日出子君）

保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長 （瀬戸啓一君）

続きまして、4目障害者福祉費でございます。これにつきましては障害者自立支援法に基づきます身体・知的・精神3障害者並びに障害児への給付や生活支援などに要した費用でございます。

7節につきましては、精神相談すなわちストレス相談等に係る保健師への賃金及び障害区分認定調査にかかった看護師への賃金等でございます。

8節につきましては障害者福祉協議会10人分への謝礼、さらには身体障害者・知的障害者の相談員への謝礼、さらには心の健康相談カウンセラー等への謝礼でございます。

11節は事務用品等でございます。

12節につきましては主治医、先生方への意見書作成手数料、さらには国保連合会への介護給付費請求の審査支払手数料でございます。

13節につきましては、相談支援事業としまして訪問入浴サービス、日中一時支援事業の委託及び第3期大和町の障害者福祉計画策定委託料でございます。さらにはコンピューターシステムの変更システム改良委託料でございます。

14節につきましては、保健福祉課内でございます障害者福祉サービスシステム借上料としまして電算機の借上料でございます。

次のページをお願いします。

19節につきましては、負担金としまして黒川行政事務組合への障害者自立支援審査会への負担金、さらには大崎市ほなみ園へ知的障害児通園施設利用料金負担としまして支出をいたしました。補助金としましては、身体障害者福祉協会及び手をつなぐ育成会への運営補助並びに自動車運転免許取得助成等でございます。

20節につきましては障害者・障害児への日常生活の用具、更生医療、補装具、更生訓練等に要しました費用でございます。さらには居宅介護やショートステイ、グループホーム等の施設入所、施設への通所並びに放課後デイサービス等に要した費用でございます。

23節につきましては平成22年度障害者扶助費、国・県からの補助金でございます。平成22年度分の金額が確定したことに伴いまして23年度に過払い、余計に受け取りました補助金を実績見合で精算し償還したものでございます。

続きまして5目ひだまりの丘管理費でございます。これにつきましては、保健福祉センターひだまりの丘の維持管理及び修繕工事に要した費用でございます。

11節につきましては、センターの維持管理に要しました燃料費、光熱水費、小破修繕費等でございます。

12節につきましてはお風呂、浴槽の水質検査料、火災保険料、電話料等でございます。

13節につきましてはひだまりの丘の総合窓口案内、さらには公衆浴場、おふろの管理、さらには機械設備の保守点検など施設管理委託料6件分でございます。

14節につきましてはテレビの放送受信料でございます。

15節につきましては防犯カメラ5基の入れかえを行ったものでございます。

19節につきましては黒川地区防火管理者協議会並びに危険物安全協会への負担金でございます。

以上でございます。

副議長（堀籠日出子君）

暫時休憩します。休憩の時間は10分間とします。

午後3時04分 休憩

午後3時13分 再開

副議長（堀籠日出子君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

町民課長高橋正治君。

町民課長（高橋正治君）

48ページをお開き願います。

3款1項6目後期高齢者福祉総務費でございます。後期高齢者医療事務に要した経費でございます。

19節は後期高齢者広域連合への町負担金でございます。

28節は特別会計への繰出金でございます。

次に、2項1目児童福祉総務費でございます。児童福祉費につきましては児童公園管理業務、次世代育成支援事業、子ども手当、児童手当、乳幼児・心身障害者医療費の助成事業に要した経費でございます。主要な施策の成果に関する説明書は52ページでございます。

7節は心身障害者医療事務補助員、下町・鶴巢山田・舞野・セラピー広場等の清掃作業員の賃金であります。

8節は幼児ことばの教室講師謝礼、次世代育成支援対策地域協議会委員

報酬と次世代育成事業大きくなあれ訪問研修会の講師謝礼、虐待防止連絡協議会委員報奨金でございます。

9節は次世代育成支援対策地域協議会委員費用弁償であります。

11節は児童遊園の水道料、下町・下草・舞野の電気料、修繕料、消耗品並びに次世代育成支援対策用事務用品及び乳幼児・心身障害者医療費、子ども手当の事務費等であります。

12節は子ども手当、乳幼児・心身障害者医療費の通信運搬費及び児童手当の通信費であります。

19節は、子育て支援サークルサポート事業への補助金2カ所並びに健やかな子どもをはぐくむ大和町民会議補助金等であります。

20節につきましては乳幼児・心身障害者医療費助成金であります。

続きまして2目児童措置費でございます。子ども手当支給事業費、誕生祝事業費に係る経費であります。誕生祝いについては283名でございました。

11節祝詞印刷代、ファイル購入の誕生祝いの事業の事務経費でございます。

20節は子ども手当の支給費用でございます。

23節は児童手当に係る償還金であります。翌年度の精算となるものでございます。

続きまして母子福祉費でございます。3目母子福祉費は母子・父子家庭医療費助成業務経費でございます。

12節は通信運搬費、19節は大和町母子福祉会への運営補助金でございます。

20節は母子・父子家庭医療助成費でございます。対象者は559名、延べ1,657件となっております。

以上でございます。

副議長 （堀籠日出子君）

保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長 （瀬戸啓一君）

続きまして4目保育所費でございます。保育所費につきましては大和町保育所・もみじヶ丘保育所の管理運営費用並びに民間保育所でございます。菜の花保育園の運営の委託及び特別延長保育等に要した費用でございます。

1節につきましては保育所の嘱託医、小児科医、歯科医の報酬でございます。

7節につきましては保育士、調理員、用務員の臨時職員に要した賃金でございます。

8節につきましては入退所児童に対する記念品並びに運動会の賞品等でございます。

11節につきましては教材等消耗品ほか燃料費、光熱水費、小破修繕、給食の賄い材料費等でございます。

12節につきましては保育料の口座振替手数料、電話料、施設器具点検、火災保険料等でございます。

13節につきましては菜の花保育園の運営委託、さらには大和町の保育所2カ所の保育士の派遣委託料と清掃業務さらには除草等の委託料でございます。

14節につきましては保育所の遠足のバス借上料等でございます。

18節につきましては、もみじヶ丘保育所におきましてデジタル用の体重計、さらには弁当の保温器、乳幼児避難車等の購入費用でございます。

19節につきましては、負担金としまして日本保育保健協議会ほか4団体への負担金、補助金としまして民間保育園・菜の花保育園の延長保育及び一時預かり等、さらには認可外保育園4カ所への保育運営支援等の補助金でございます。

以上でございます。

副議長 （堀籠日出子君）

教育総務課長菅原敏彦君。

教育総務課長 （菅原敏彦君）

続きまして、5目児童館費につきましてご説明申し上げます。6児童館の管理運営に要しました費用でございます。主要な施策の成果に関する説

明書55ページもあわせてご参照お願いいたします。

1節報酬につきましては、吉岡児童館ほか5児童館の児童館運営協議会の開催に伴う委員報酬でございます。

続きまして51ページのほうをごらん願います。

7節賃金は、臨時児童構成員延べ20名と用務員2名及び児童学習支援員8名の賃金でございます。

8節報償費は各児童館においての幼児教育、特別授業等の開催における講師謝金であります。

9節旅費につきましては児童館運営協議会開催に伴う委員費用弁償、職員研修旅費でございます。

11節需用費は事務用の消耗品、教材費、光熱水費であります。

12節役務費は電話代、火災保険料、子供傷害賠償責任保険料などがございます。

13節委託料につきましては、もみじヶ丘児童館の清掃業務委託及び自動ドアの保守点検委託並びに警備委託料でございます。

14節使用料及び賃借料でございますが、児童館行事の遠足等におけるバス借上料となっております。

18節備品購入費は吉田・宮床児童館の必要備品であります清掃用掃除機を購入したものでございます。

19節負担金補助及び交付金でございますが、4児童館の地域活動連絡協議会・母親クラブに対する補助金、宮城県児童館連絡協議会等に対する負担金でございます。

以上でございます。

副議長（堀籠日出子君）

保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長（瀬戸啓一君）

続きまして、3項災害救助費1目復興支援費でございます。これにつきましては、昨年の震災によります災害復興住宅の融資利子補給補助金並びに災害援護資金の貸し付けに要した費用でございます。

19節につきましては、本町単独で創設いたしました災害住宅復旧費用としまして町内の金融機関より住宅改修のために借入れを行った方への利子補給補助金でございます。

21節につきましては国からの災害援護貸付金でございます、33件の方の貸し付けがございました。

続きまして4款衛生費1項1目保健衛生総務費でございます。これにつきましては母子保健、乳幼児各種健診、食育栄養改善、健康づくり推進、健康たいわ21、自殺対策、さらには黒川行政事務組合への負担金、水道事業等への出資繰出金、合併浄化槽等特別会計等への繰出金に要した費用でございます。4款衛生費につきましては主要な施策に関する説明資料の57ページからをご参照いただければ幸いです。

1節につきましては食育推進会議委員11名分の報酬でございます。

次のページをお願いします。

7節につきましては乳幼児健診、子育て相談訪問指導に係る臨時の保育士、看護師、栄養士、歯科衛生士、助産師に要した賃金でございます。

8節につきましては保健推進委員・母子保健推進委員の報償費、健診時の医師への謝礼、健康たいわ21推進委員や献血の際の記念品代に要した費用でございます。

9節は食育推進委員の費用弁償等でございます。

11節につきましては健康づくり推進事業に要しました消耗品ほか母子手帳作成、子育て情報図書及び各種健康診断時の消耗品、印刷代等でございます。

12節につきましては公用車の損害保険料ほかクリーニング代等でございます。

13節につきましては休日当番医の委託、さらには妊婦健診・乳幼児健診に要した委託料でございます。

14節につきましては保健推進委員及びふれあい教室での研修バス等の借上料金でございます。

19節につきましては、負担金としまして黒川病院の大和町分の負担金、さらには黒川浄斎場等黒川地域行政事務組合への負担金ほか各種医療対策委員会等6団体への負担金ございました。また補助金につきましては里帰り、実家に帰っての妊婦健診の補助、さらには大和町保健推進委員会、

大和町食生活改善推進委員会への補助金等でございます。

24節につきましては投資及び出資金でございますけれども、上水道の広域化対策及び簡易水道事業に対しまして水道事業への出資金でございます。

27節は公用車の重量税、28節につきましては合併処理浄化槽の建設分・管理分としまして戸別合併処理浄化槽特別会計への繰り出し及び水道事業会計に対しまして高料金対策、さらには簡易水道の補助分としての繰り出しでございます。

続きまして、2目予防費でございます。予防費につきましては感染症予防、各種予防接種、健康診断、各種がん検診ほか健康教育、健康相談に要した費用でございます。

7節につきましては予防接種、各種健診、健康相談時におきます保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士等の臨時事務補助賃金でございます。

8節につきましては予防接種の医師への謝礼、さらには生活習慣病健康レッスン等の講師謝礼でございます。

11節につきましては各種検診の申込書ほかインフルエンザ、ポリオワクチン等の医薬材料等の購入費用でございます。

13節につきましてはヒブワクチン、肺炎球菌ワクチン等の個別予防接種、さらには健康増進法に基づきます健診並びに各種がん検診に要した委託料でございます。

23節につきましては、平成22年度分のがん検診の事業精算、決算に基づき過払いとなりました国庫補助金等につきましては、23年度に精算し償還を行ったものでございます。

以上でございます。

副議長 （堀籠日出子君）

環境生活課長高橋正春君。

環境生活課長 （高橋正春君）

続きまして、3目環境衛生費についてご説明申し上げます。環境美化の推進、ごみの不法投棄防止事業、公衆衛生活動事業、環境計画推進事業、公害対策事業、有害鳥獣対策事業、狂犬病予防事業に要した経費でございます。実施の概況につきましては主要な施策の説明資料67ページから69ページをご参照いただきたいと思います。

7節賃金につきましてはインター周辺の花壇整地の作業賃金でございます。

8節報償費につきましては環境美化推進員への謝金でございます。

9節旅費につきましては町環境衛生組合連合会研修会時の職員旅費でございます。

11節につきましては防疫薬剤のほか事務消耗品でございます。印刷費につきましては環境美化につきましてチラシ等の印刷代、修繕料につきましては消毒機械の修繕が主なものでございます。

12節役務費につきましては通信用切手代等でございます。

13節委託料につきましては臨時粗大ごみ運搬処理、不法投棄ごみ処理業務、不法投棄監視パトロール及び撤去作業業務、河川水質検査業務、狂犬病予防注射業務委託料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては狂犬病予防注射時の会場借上料になってございます。

18節備品購入費につきましては防疫薬剤散布機械の購入費でございます。

19節補助金につきましては、町の有害鳥獣被害対策協議会負担金と町の環境衛生組合連合会への補助金でございます。

次のページをお願いいたします。

4款2項1目廃棄物処理費につきましてご説明申し上げます。一般廃棄物処理事業、資源回収処理事業、生ごみ処理機械購入者等への助成、環境美化施設整備事業及び宮床山田埋立場の維持管理に要した経費でございます。実施概況につきましては主な施策の説明資料70ページから73ページをご参照いただきたいと思います。

8節につきましては39団体に対する資源回収の奨励金でございます。

11節需用費につきましてはクリーンステーション用看板、廃棄物処分券、納入通知の印刷に要した経費でございます。

13節委託料につきましては一般廃棄物収集運搬業務及び山田埋立場の除草作業業務の委託料になってございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては黒川地域行政事務組合へのし尿処理、ごみ処理、最終処分場の運営経費の負担金のほか生ごみ処理機等の購入補助、クリーンステーション整備補助金になってございます。

以上でございます。

副議長（堀籠日出子君）

産業振興課長高橋 久君。

産業振興課長（高橋 久君）

続きまして、5款農林水産業費につきましてご説明をさせていただきます。説明資料につきましては74ページから85ページを参照いただきたいと思います。

1項1目農業委員会費につきましては農業委員会総会の開催と農業委員の活動に要した費用でございまして、農地の集積、農業基本台帳の整備、農業者年金事務、後継者対策としての結婚相談活動等に要した経費でございまして。

1節報酬につきましては農業委員16名の報酬、7節賃金につきましては農業者年金の台帳整備に係る臨時職員の賃金、8節報償費は結婚アドバイザー、結婚相談員への謝礼でございまして。

9節旅費につきましては農業委員の費用弁償、旅費でございまして。

11節需用費はコピー代等、事務用品費等でございます。

12節役務費は郵便料及び登記事項証明窓口・オンラインの交付手数料でございます。

13節委託料につきましては農地基本台帳改修事業委託料でございます。

14節賃借料につきましては視察研修会時のバス借上料でございます。

19節負担金補助につきましては県農業会議ほか3団体への負担金及び大和町認定農業者連絡会、それから農業者年金加入者協議会への補助金でございます。

副議長（堀籠日出子君）

環境生活課長高橋正春君。

環境生活課長（高橋正春君）

続きまして、2目農業総務費の中の環境生活課分についてご説明申し上げます。これらにつきましては町民研修センター、宮床基幹集落センター、吉田及び落合ふるさとセンターの施設管理運営に要した経費でございます。事業の概要につきましては説明書76ページをごらんいただきたいと思います。

す。

主な支出でございますが、7節賃金につきましては吉田ふるさとセンター環境整備に要した作業員賃金、宮床基幹集落センター等の清掃賃金でございます。

11節需用費につきましては各施設の光熱水費及び修繕料でございます。

12節役務費につきましては通信費及び施設の火災保険料でございます。

13節委託料につきましては町民研修センター窓口業務及び日直巡視業務、清掃業務及び消防設備、浄化槽保守点検業務の委託料となっております。

以上でございます。

副議長 （堀籠日出子君）

産業振興課長高橋 久君。

産業振興課長 （高橋 久君）

同じく2目農業総務費の中で産業振興課分につきましては、宮床ふれあい農園、公用車の管理が主なものでございまして、11節需用費につきましてはふれあい農園の水道・電気代、公用車燃料代、修理代等でございます。

12節役務費は公用車の自賠責、建物共済でございます。

13節委託料につきましてはふれあい農園の管理委託及び浄化槽の維持管理清掃委託料でございます。

56ページをお開きいただきます。

19節負担金につきましては、みやぎ原種苗センターと鳴瀬川水系さけます増殖協会への負担金でございます。

27節の公課費は公用車の重量税でございます。

続いて3目農業振興費でございますが、農業の振興、経営改善支援等に要した経費でございます。

8節報償費につきましては、農業経営改善支援チーム員会議への県農業士の出席への謝金でございます。

9節旅費は大和町認定農業者連絡会視察研修に要したものでございます。

11節需用費は事務用品等でございます。

16節の原材料費につきましては、農地・水・農村環境保全活動事業での

タナゴ生息環境保全活動に対する山砂の支給に要したものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては農地・水・農村環境保全活動事業、それから黒川地域担い手育成総合支援協議会、県中山間地域活性化協議会等への負担金。それから制度資金の利子補給金、黒川農作物病害虫防除協議会、それから農業用プラスチック適正処理推進協議会、大和産業まつり実行委員会等への補助、それから良質米推進対策や産地確立生産安定化事業に対するJAあさひなへの助成、中山間地域等直接支払交付金に要したものでございます。

続きまして、4目の畜産業費でございます。町の畜産振興協議会を通じた畜産農家への研修等への支援、それから町内肉用牛元牛の保留等に対する支援に要したものでございます。

12節につきましては郵送料でございます。

19節負担金補助につきましては町の畜産振興協議会及び県の畜産協会への負担金。それから繁殖牛子牛事故共済事業、町の肉用牛元牛保留促進特別事業への補助金であります。

23節償還金につきましては、高齢者等肉用牛貸付飼育事業運営基金の国庫返還金でございます。

24節の積立金は肉用牛貸付事業運営基金への積立金でございます。

続きまして5目農地費でございますが、県営土地改良事業によるため池整備、それから王城寺原演習場周辺障害防止対策事業に要した費用でございます。

7節賃金につきましてはもみじヶ丘ため池除草及び農道側溝土砂上げに要したものでございます。

11節の需用費は事務用品代でございます。

12節役務費は農業用施設賠償責任保険料、13節委託料につきましては地図データ整備業務及び大角地区土質調査業務に要したものでございます。

14節使用料は単価データの利用料でございます。

16節の原材料は農道補修用砕石代でございます。

19節負担金補助につきましては吉田川流域ため池大和町ほか2市4カ町村組合、それから大和町内土地改良事業団体連合会連絡協議会、それから大衡村ほか1町牛野ダム管理組合への負担金、県営事業としての勝負沢た

め池整備及び八志田堰用水路整備事業負担金、それから揚水機場洪水調整事業への補助が主なものでございます。

28節繰出金は農業集落排水特別会計への繰出金でございます。

続きまして6目の水田農業構造改革対策費でございます。これにつきましては戸別所得補償対策に基づく水田農業ビジョンに沿った米づくり及び転作推進に要した費用でございます。

7節賃金につきましては転作確認調査立会の賃金、9節旅費につきましては水田農業先進地視察に要したものでございます。

11節につきましてはコピー代、燃料代等のほか転作に要した事務用品代でございます。

12節役務費は農地管理システムの保守及び郵送料、13節委託料は農地管理システム修正業務に要したものでございます。

58ページになります。

14節使用料は水田農業視察研修の際のバスの借上料、それから転作現地確認時の車借上料でございます。

19節の負担金補助につきましては水田農業構造改革対策支援事業、水田農業ビジョン推進事業、集団営農用機械整備事業、それから水田農業営農活性化推進事業、大規模水稻直播栽培団地形成事業等への補助が主なものでございます。

続きまして2項1目の林業振興費でございます。これは林業の振興、森林整備、森林病虫害対策等に要した費用でございます。

7節賃金につきましては林道の除草・整地に要したものでございます。

11節は事務用品代でございます。

13節委託料は森林管理巡視業務、それから農林業人材育成事業業務、それから林道橋点検業務、松くい虫被害木伐採、苗木植栽業務、蛇石せせらぎの森維持管理業務委託に要したものでございます。

15節の工事請負費につきましては、林道滝ノ原アララギ山線のほか路線横断溝の設置工事に要したものでございます。

19節負担金補助につきましては、県林業振興協会ほかの負担金と民有林育成対策推進事業と森林保全推進事業への補助金、それから森林整備地域活動支援交付金が主なものでございます。

次に、6款商工費について申し上げます。

1項1目の商工総務費につきましては人件費でございます。

それから2目商工振興費でございますが、中小企業振興資金の融資、それから商店街担い手支援及び商工会への支援助成のほか企業誘致活動等に要した経費でございます。

7節賃金は仙台北部中央公園の除草に要したものの、8節報償費は企業等連絡懇話会時の講師への謝礼でございます。

9節旅費は企業訪問、企業立地説明会等参加旅費でございます。

11節は事務用品でございます。

13節委託料は北部工業団地のり面除草に要したものでございます。

15節工事請負費はリサーチパークの歓迎看板撤去に要したものでございます。

19節につきましては中小企業振興資金信用保証料、それから仙台北部中核都市建建設連絡協議会ほかへの負担金並びに町の商工会への経営改善普及事業、地域総合振興事業等への補助金のほか割増商品券発行事業、大和まると市実行委員会の商店街担い手支援事業等への支援、それから中小企業振興資金利子補給、それから企業立地奨励金4件、用地取得奨励金1件、用地取得助成金1件のほか新エネルギー利用促進事業に対する助成等になってございます。

21節貸付金は中小企業振興資金貸付の預託金でございます。

22節の補償補填及び賠償金につきましては宮城県信用保証協会への損失補償でございます。

次に、3目の観光費でございます。これは船形山・セツ森・南川ダムを主軸としての周辺観光施設を利用した自然型観光の推進、大和町観光物産協会への支援、まほろば夏まつり支援、その他観光施設の管理維持修繕に要した経費でございます。

7節賃金は登山道・遊歩道の除草作業、避難小屋・野営場の管理に要したものでございます。

60ページでございます。

11節需用費につきましては野営場の便所屋根の修繕、それからセツ森生産直売所のシート張りかえ等の修繕、それからバンガローの床修繕のほか

観光施設管理用消耗品、公用車の車検整備等に要したものでございます。

12節役務費は町有建物の共済、公用車の共済、保険です。それから交流イベントの保険料でございます。

13節委託料につきましてはダム周辺、それから工業団地内の公園の管理業務、ふれあいの里四十八滝運動公園・ダイナヒルズ運動公園の指定管理料、それから陶芸体験館の指定管理料、ほかに旗坂野営場及び四十八滝運動公園の浄化槽維持管理に要したものでございます。

14節の使用料につきましては交流事業に係るバスの借り上げ、それから高速料金代でございます。

15節の工事請負費につきましては陶芸体験館の穴窯の修繕工事に要したものでございます。

19節の負担金補助につきましては宮城県観光連盟会費のほか団体負担金、それから大和町観光物産協会並びにまほろば夏まつり実行委員会への助成等が主なものでございます。

27節公課費につきましては公用車重量税でございます。

以上でございます。

副議長（堀籠日出子君）

都市建設課長千葉恵右君。

都市建設課長（千葉恵右君）

続きまして土木費でございます。60ページでございます。あわせまして説明資料86ページ以降となります。

7款1項1目土木総務費でございます。土木総務費につきましては道路台帳の作成及び修正業務、用地対策費、協議会等の運営に要する費用でございます。

11節需用費でございますが、法令の追録代、参考図書のほか用地説明会時のお茶代等に要した費用でございます。

12節役務費でございますが、町道中屋敷一番線の道路改良工事に伴いまして取得した用地に抵当権が設定されていたため、解除するため裁判所に提訴したものでございまして、その手続費用を弁護士に支払ったものでござ

ざいます。

13節委託料は、平成22年度からの繰越分と平成23年度現年分を合わせまして道路台帳の作成と修正を行ったものでございます。

14節使用料でございますが、これは仙台法務局への往復するときに駐車場をお借りするんですが、その駐車場の使用料と、それから建設物価調査会からの物価版等の著作権の使用料でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては宮城県道路協会ほか13団体への負担金でございます。

続きまして2項1目道路維持費でございます。道路維持管理業務及び除雪・融雪業務等に要する費用でございます。

7節賃金につきましては、山間部の町道42路線、延長46.23キロメートルについて地元15地区に年2回の除草作業を委託したものでございます。そのほか町道の補修や側溝清掃等に要したものでございます。

11節需用費でございますが、道路の修繕のほか街路灯の電気料、公用車両の修繕等に要したものでございます。

12節役務費でございますが、車両の保険料及びせせらぎ水路の異常を通報する電話回線の使用料でございます。

13節委託料でございますが、除雪・融雪業務、それから除草業務、街路樹の剪定業務に要したものでございます。

14節の使用料及び賃借料につきましては除雪機械、ショベル1台の借上料でございます。

15節の工事請負費でございますが、町道大角大松沢線ほか7路線の側溝修繕工事、舗装修繕工事に要したものでございます。

16節原材料費でございますが、維持補修に必要な砕石、アスファルトの保護剤、グレーチング等の道路維持修繕材料費の購入のほか除雪・融雪の融雪剤の購入に要したものでございます。

27節公課費でございますが、所管車両5台の重量税でございます。

続きまして2目道路新設改良費でございます。道路改良舗装工事に要したものでございまして、国交省の補助事業、防衛省の補助事業の関連事業でございます。

11節の需用費につきましては積算図書代あるいは図書のコピー料金、事

務消耗品等でございます。

12節役務費でございますが、町道保福寺線の土地調査の測量、不動産鑑定、それから交通ターミナルの建築審査会の事務手数料、町道吉田落合線の土地の調査測量等でございます。

13節委託料でございますが、町道三ヶ内大角線、柿ノ木線、高田線、天皇寺地区の排水路の路線測量及び道路詳細設計業務に要した費用でございます。

14節使用料及び賃借料でございますが、町道山下大沢線仮設道路として今、県のほうからお借りしておりますが、この道路の使用料でございます。及び町道升沢線ほか3線の土地使用料及び土木積算システムのリース料、図面コピー機のリース料等でございます。

15節工事請負費でございますが、国交省補助事業で吉田落合線の道路改良工事並びに天皇寺高田線の公共駐車場整備工事、このほか防衛補助事業では町道馬場後石高線、町道中屋敷一番線、上舞野線ほか1線、流通平1号線、宮床難波線に係る道路改良並びに舗装改良工事に要したものでございます。

17節公有財産購入費につきましては、町道吉田落合線の用地買収費621.73平米に要するものでございます。

22節補償補填及び賠償金につきましては、交通ターミナル関連事業といたしまして電柱4本の移転に要した費用でございます。

続きまして、3目橋りょう維持費でございます。

橋りょう維持費の13節につきましては、樋場橋の支障雑木の除去作業を下絵和田地区にお願いをしておりますので、その委託料でございます。

4目交通安全施設整備事業費でございますが、15節の工事請負費につきましては交通安全工事といたしまして衡南松坂平線ほか2線の区画線やガードレールの設置工事を行ったものでございます。

16節の原材料費でございますが、カーブミラー、ガードレールの反射体、反射式の立て看板等を購入したものでございます。

続きまして3項1目河川費でございます。河川の維持管理に要した経費でございます。7節賃金につきましては準用河川の明ヶ沢川側、小西川側の架道のしゅんせつ作業並びに三峰地区の調整池の除草作業に要した賃

金でございます。

11節需用費につきましては小西川の右岸の樋門の電気料でございます。

13節委託料につきましては、県管理でございますが、洞掘川の除草作業を洞掘川河川愛護会に委託したものでございまして、これは県のほうから町のほうに委託されまして、さらに町のほうから洞掘川河川愛護会のほうに委託をしております。並びに西川樋門操作管理を大崎地区に委託したものでございます。

16節原材料費についてはオイルの吸着マットの購入を行ったものでございます。

19節の負担金及び交付金につきましては河川愛護作業に対しまして大和町河川愛護会に補助として出したものでございまして、実施内容につきましては附属資料の89ページをご参照いただければというふうに思います。

続きまして、63ページでございます。

4項1目都市計画総務費でございます。

1節の報酬と9節の旅費につきましては、都市計画審議会の案件がございませんでしたので、不開催となっております。

11節需用費でございますが、図書の購入及び印刷用のロール紙の購入でございます。

13節の委託料でございますが、都市計画総括図を作成いたしましたものでございまして、これの委託の費用でございます。

18節の備品購入費でございますが、これまで都市計画総括図につきましては印刷会社のほうに依頼をしておりましたけれども、これを修正があるたびに直さなければならないということだったものですから、必要分を自前で印刷できるようにということで印刷用のカラープリンタを購入したものでございます。

19節の負担金及び補助金につきましては全国街路事業促進協議会、全国の都市計画協会その他団体への負担金でございます。

25節の積立金につきましては都市整備基金の利子相当分に対する積立金でございます。

続きまして2目下水道費でございます。

28節繰出金につきましては下水道事業特別会計への繰り出しとなっております。

ります。

続きまして3目の公園費でございます。都市公園29カ所、都市緑地8カ所、緑道6カ所の維持管理に要したものでございます。

7節賃金につきましては吉岡東公園、これは指定管理から外れておりました直営で今、管理をしておりますが、東公園の除草作業の清掃賃金の人夫賃でございます。

11節の需用費につきましては南五福院公園ほか5公園の街路灯の電気料、水道料のほか遊具やトイレの修繕、除草剤の購入に要したものでございます。

12節役務費でございますが、公園の遊具の点検とトイレ、あずまや等の建物火災共済会への掛金及び吉岡東公園ほか10公園の水道の開栓手数料、公園の遊具点検手数料に要したものでございます。

13節委託料でございますが、指定管理となっております大和町地域振興公社へ都市公園の指定管理の委託料でございます。このほか随意契約分としての委託料、それからみじヶ丘公園ほか5公園の地元への委託料でございます。

15節工事請負費でございますが、一里塚公園、八谷館緑地の遊具の撤去に要したもののほか城内大堤公園の照明灯の設備、土留の修繕を行ったものでございます。あわせまして流通平ののり面の修復工事に要したものでございます。

19節負担金及び交付金につきましては、みちのく杜の湖畔公園事業の負担金のほか日本緑地協会への負担金でございます。

続きまして64ページをお願いいたします。

4目土地区画整理費でございます。

21節の貸付金でございますが、大和インター周辺土地区画整理事業の保留地を管理法人であります大和流通株式会社が取得するために、国の無利子の貸付制度を利用いたしまして貸し付けを行ったものでございます。なお、平成24年度に4,120万の回収を行っております。

続きまして5項1目住宅管理費でございます。町営住宅の管理に要する費用でございます。木造住宅70戸、アパート140戸、合計210戸の維持管理に要したものでございます。

11節の需用費につきましては各住宅の雨漏りの修繕、排水回りの修繕、電気設備の修繕等に要したものでございます。

12節役務費でございますが、住宅使用料の納入通知書の印刷代、アパート給水施設の検査手数料、住宅の火災保険料等でございます。

13節委託料でございますが、住宅の消防保守点検、アパートの受水槽の給水施設の検査の委託、それから樹木の撤去と周辺環境整備の委託料でございます。

14節の使用料及び賃借料につきましては下小路住宅の借地料1,320平米に係るものでございます。

15節工事請負費でございますが、西原第2住宅及び下小路住宅の解体に要した費用でございますが、下小路住宅につきましては平成24年度に繰り越しを行っております。

以上でございます。

副議長 （堀籠日出子君）

総務まちづくり課長伊藤眞也君。

総務まちづくり課長 （伊藤眞也君）

65ページでございます。次に8款消防費でございます。消防費につきましては黒川地域行政事務組合への負担金、消防団活動、消防設備、水防団活等及び災害対策に要した費用でございます。成果に関する説明書は91ページ、92ページをご参照お願いいたします。

1項1目常備費消防費でございますが、19節の負担金等につきましては黒川地域行政事務組合への消防経費に係る負担金でございます。

2目非常備消防費でございます。1節、9節の旅費につきましては消防団員540名に対する報酬及び費用弁償でございます。

8節につきましては表彰記念品の購入費でございます。

11節需用費につきましては団員の活動服、半長靴、夏季演習用の資材等の購入等に要した費用でございます。

14節使用料等につきましては火災出動の際の車借上料でございます。

19節負担金等につきましては、宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組

合等への負担金及び大和町婦人防火クラブ連合会へ助成を行ったものでございます。

3目消防施設費の11節につきましては、小型動力ポンプ軽積載車等の燃料代やポンプ小屋の電気料及び防火水槽の修繕代など消防設備の維持管理に要した費用でございまして、この中で事故繰越額という欄に数字が出ておりますが、これは防火水槽2基分の修理代を24年度に繰り越したものでございます。

12節役務費につきましては消防ポンプ車の保険料でございまして、ここにも繰り越しがございまして、軽積載車の保険料を24年度に繰り越すものでございます。

13節はもみじヶ丘多目的貯水槽の管理委託費、消防団無線呼出装置の保守点検委託料及び旧庁舎の消防車庫設計業務委託に要した費用でございまして。

15節工事請負費でございまして、防火水槽の災害復旧に要した工事費、あと22年度から繰り越しました防火水槽撤去工事費のほか、事故繰越額に記載されておりますが、小型ポンプ庫3棟の工事費を24年度に繰り越したものでございます。

18節の備品購入費につきましては消防用ホース購入代、繰越明許費の欄の措置につきましては軽積載車の購入費用を24年度に繰り越したものでございます。

19節負担金等につきましては消火栓の設置及び維持管理に要した費用等でございます。

27節の公課費につきましては軽積載車2台の重量税でございます。

次に4目水防費でございまして、66ページでございまして。

9節の旅費につきましては、水防活動の出動によります282回分の費用弁償でございまして。

11節需用費につきましては水防活動用の長靴及び土のう袋等を購入した費用、ここにも繰越明許がございまして、これは水防倉庫の資材購入費用を24年度に繰り越したものでございます。

12節につきましては河川情報に係る通信料でございまして。

16節原材料につきましては土のう用の砂を購入したものでございます。

次に5目の災害対策費でございますが、これの11節につきましてはコピー代等の消耗品代、非常食、あとミネラルウォーター等の購入費のほかこれにも繰越明許費の数字がございますが、3.11の東日本大震災の記録誌の印刷製本代を24年度に繰り越して製本したものでございます。

12節につきましては防災携帯電話及び衛星携帯電話の通信料等でございます。

13節委託料につきましては携帯無線機及び移動系の防災行政無線の保守点検業務委託料、木造住宅耐震診断業務委託料、家具の転倒防止業務委託料及び消防団・住民への連絡メールの初期設定委託料等でございます。

14節使用料等につきましては旧庁舎と上下水道庁舎間の専用回線への添架料等でございます。

18節備品購入費につきましては自主防災組織へ貸与する発電機を購入したものでございます。自主防災組織につきましては昨年8地区7組織が設立されたところでございます。

19節の負担金等につきましては、宮城県地域衛星通信ネットワーク市町村無線局管理負担金のほか電波使用料及び木造住宅耐震改修工事助成金等でございます。

以上でございます。

副議長 （堀籠日出子君）

本日はこれで説明を終わりにしたいと思います。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開はあすの午前10時です。

ご苦労さまでした。

午後4時12分 延 会